

平成26年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

平成26年6月19日（木曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 土谷信也 |
| 2番 | 近藤紀男 |
| 3番 | 成重博文 |
| 4番 | 安達隆 |
| 5番 | 山田秀夫 |
| 6番 | 松本博彰 |
| 7番 | 中山田健晴 |
| 8番 | 河野徳久 |
| 9番 | 明石光子 |
| 10番 | 土谷力 |
| 11番 | 村上和人 |
| 12番 | 鴛海政幸 |
| 13番 | 安東正洋 |
| 14番 | 北崎安行 |
| 15番 | 川原直記 |
| 16番 | 河野正春 |
| 17番 | 山本博文 |
| 18番 | 菅健雄 |
| 19番 | 徳永浄 |
| 20番 | 大石忠昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 清水栄二 |
| 庶務係長 | 次郎丸浩一 |
| 議事係長 | 岩本力 |
| 主任 | 西田巨樹 |

○説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|----------------|------|
| 市長 | 永松博文 |
| 副市長 | 鴛海豊 |
| 会計管理者兼市参事兼会計課長 | 甲斐智光 |

| | |
|-------------------|-------|
| 市参事兼税務課長 | 後藤 勲 |
| 市参事兼建設課長 | 筒井正之 |
| 市参事兼消防長 | 渡邊和幸 |
| 総務課長 | 佐藤之則 |
| 財政課長 | 安藤隆治 |
| 企画情報課長 | 河野真一 |
| 地域活力創造課長 | 藤重深雪 |
| 市民課長 | 山田真一 |
| 保険年金課長 | 飯沼憲一 |
| 子育て・健康推進課長 | 植田克己 |
| ウェルネス推進課長 | 伊南富士子 |
| 環境課長 | 榎本久光 |
| 商工観光課長 | 安田祐一 |
| 農林振興課長 | 大力雅昭 |
| 農地整備課長 | 都甲賢治 |
| 上下水道課長 | 中尾勉 |
| 福祉事務所長 | 川口達也 |
| 地域総務二課長兼水産・地域産業課長 | |
| | 宗直長 |
| 総務課 総務法規係長 | 近藤毅 |
| 総務課 広報担当官兼秘書広報係長 | |
| | 都甲さおり |

教育委員会

| | |
|-------------|------|
| 教育長 | 河野 潔 |
| 市参事兼教育庁総務課長 | 佐藤 清 |
| 教育庁学校教育課長 | 小川 匡 |

○議長（河野正春君） おはようございます。

開会前ですが、議員各位にお知らせします。本日、ケーブルテレビによる議会放送用の撮影を行いますのでご了承願います。

また、傍聴者の方々をお願いいたします。ケーブルテレビ用の撮影を行います。議場の構造上やむを得ず傍聴者の方々も映ることがありますが、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（河野正春君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

9番、明石光子君。

○9番（明石光子君） おはようございます。9番、明石光子でございます。通告に基づきまして、3項目について一般質問を行います。

1項目目は、高齢者福祉問題についての質問です。

まず一つは、地域包括ケアシステムの構築についてお伺いをいたします。超高齢化社会を迎える中で、急激に増加する医療と介護の需要に対し、的確に対応するために、国が進める社会保障改革の焦点として、地域包括ケアシステムの構築が重要課題となっております。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、それぞれの市町村ごとに地域単位でつくり上げる制度となっております。このケアシステムは、要介護状態となっても、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、医療や介護、生活支援など、必要なサービスを一体的に受けられることを目指すとされております。

豊後高田市では、既にケア会議も設置され、地域の課題や個別課題も検討されており、成果も上がっていることは高く評価しておりますが、一方で、サービスを提供する側、受ける側、それぞれの立場で理解の相違や事業の目的が正しく理解されずに、不満の声があることも事実です。

そこで、地域包括支援センターの役割についてお尋ねをいたします。センターは市からの委託を受けた事業所が包括的支援事業を行うので、中立、公正に行われることは当然と思えますし、介護保険法第140条の51第2項には、事業の提供については常に利用者の立場に立って、特定の事業者にも偏ることのないよう、公正、中立に行うこととなっておりますので、適正な運営がなされていると思えますが、ケアプランを作成するに当たって、総合的な合意形成が図られているのか、見解をお聞かせください。

次の②認知症不明者の現状と対策については、この際、取り下げをいたします。

2つ目は、高齢者実態調査に伴い、介護予防を実施していると思えますが、その成果はどのようになっているのでしょうか。

3つ目は、介護職の人材育成やスキルアップの取り組みと、第5期介護保険事業3年間の実績を踏まえた第6期事業計画の策定状況についてお伺いをいたします。

また、今後の介護保険事業では、認知症が大きな柱の一つとなります。初めにも申し上げましたが、2025年には75歳以上の高齢者が2,000万人を超えとの人口推計があり、そのうち認知症高齢者は470万人に上るとの見通しもあります。軽度、予備軍も含めると800万人を超えるとされております。

こうした状況が10年後に予想されると考えますと、高齢化率がやがて35%に達しようとしている本市にあっては、よほどの覚悟で認知症対策、介護予防に力を入れるべきだと考えます。特に認知症については、患者と家族を支える支援体制に加え、地域でのサポートも急務であろうと思われませんが、認知症ケアパス等の整備はどのようになっているのでしょうか。

4つ目は、地域包括支援センター業務は、介護保険法では委託することができるようになっていますが、県内市町村で直営しているところと、そうでないところでのメリット、デメリットについて比較検討されたことがあるのか、お伺いをいたします。

あわせて、地域包括支援センターの役割が今後ますます重要になってくると思われますが、その対策等があれば、お聞かせください。

次は、消費者行政についての質問です。

まず、悪徳商法に対する対策についてお尋ねをいたします。近年、悪徳商法や詐欺事件などが大変多く発生しております。息子や孫になりすましたおれおれ詐欺を初め、還付金があるからといった振り込め詐欺、また、頼んでもない商品を送りつける送りつけ商法など、高齢者を狙った悪質で手口も巧みな消費者被害が急増しております。

こうした被害に遭わないためには、まず、私たち自身が賢明に対処しなければなりません。万が一事件に遭遇してしまったときに、頼りになるのが消費生活センターです。豊後高田市でも消費生活センターが開設をされていますが、相談内容や件数の推移等についてお聞かせください。

また、この消費者トラブルなどの問題は、高齢者だけでなく、児童生徒などの未成年者でも起こり得ることです。例えば、サイトやオンラインゲームや架空請求など、多くがネットやスマホや携帯電話を通じて起こることが多いと思えます。このような情報機器については、適切な使用が大前提ですが、家庭においても子供たちがどう利用しているのかわからないケースもあります。市町村では努力義務となっておりますが、消費者教育の推進に関する法律も制定をされております。これからは児童生徒に対する消費者教育も必要と考えますが、見解をお聞かせください。

次は、熱中症対策についての質問です。

初めは、学校における熱中症対策についてお尋ねをいたします。地球温暖化の影響もあり、ことしも

5月に既に真夏の気温になるなど、日本列島各地で異常気象が観測をされております。県内でも熱中症で救急搬送される方が続出しており、その対策が急務となっております。

ここ数年の異常な気温の上昇は、子供たちの学校生活にも大きな影響があると懸念するところです。全国では熱中症による死亡事故もありました。本市では過去2年間の熱中症の発生状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

学校での暑さ対策として、周辺の気温を2度から3度下げ効果があるミストシャワーの設置も熱中症予防に必要なかと思いますが、あわせてお尋ねをいたします。

それから、先日、戴星学園の保護者や地域の方と懇談をする機会がありました。ご承知のとおり、戴星学園が小中一貫校として開校してから2年目を迎えます。市当局を初め、教育委員会のご英断のもとに、小規模校にもかかわらず県内初の施設一体型小中一貫校として、これまでの6・3制から4・3・2制という新しい義務教育システムで特色ある教育が推進をされております。特に1年生からの英語教育や毎日10分間の英会話学習で、戴星学園が目指す国際化に対応できる人材の育成が進められていることは、学園生の将来にとって大きな糧になると期待をしているところです。

これからも学園と家庭と地域が一体となってよりよい教育環境を整え、一人でも多くの卒業生を送り出せるよう見守っていきたく思っております。とりわけ、地域の皆様の戴星学園に寄せる思いは校舎の建築計画当初から非常に熱いものがありまして、今も地域の方々の応援をいただきながら、子供たちは伸び伸びと学園生活が送れていると感謝をしております。

ただ、先日の懇談会の中でもご意見があったのは、小中一貫校の建築に当たっては、教育環境の充実を最優先にということの中で、普通教室へのエアコン設置は必須条件であったにもかかわらず、いまだ設置されていないことへの要望が皆さんから出されました。当時の教育委員会のお考えは、エアコン設置については市内の全部の学校との均衡も考え、前向きに検討したいとのことでしたが、ことしもまた猛暑の夏が予想されます。各学校へのエアコン設置についての見解をお聞かせください。

次は、市民や観光客のために、公共施設を休憩所として利用できるような配慮も必要と思われま

他市では、施設の前に涼みどころとして、のぼり旗などを使って一時的に涼むことのできるコーナーを設置する計画もあると聞いております。子供たちが大勢集まる中央公園の一角や、昭和の町の商店街、高齢者が集う玉津プラチナ通り等にミストシャワーが設置できれば、市民はもとより、夏場の観光客へのおもてなしにもつながると思っておりますが、お考えをお聞かせください。

以上で初めの質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私のほうから、高齢者福祉問題についてのご質問にお答えをいたします。

高齢者が住みなれた地域で継続的に生活する、そうすることを支えるためには、地域包括ケアシステムが必要であると、そういうことになっております。高齢化の進行状況は地域によって大きな差がありますので、市町村が地域の特性に応じたものにしなければなりません。

国が示す地域包括ケアシステム構築は、高齢者実態調査や地域ケア会議で地域課題の把握と地域資源の発掘をし、対応策を検討すると、そういうことになっております。そこで、豊後高田市といたしましては、高齢者実態調査や地域ケア会議を実施いたしまして、個別事例の検討を通して、地域のニーズや課題の把握に努めてまいりました。その結果、閉じこもりと運動機能低下が全国より高いということがわかりました。その面で、老人クラブの加入率も年々低下をいたしまして、地区高齢者によりますサロン活動は23年度末ではほとんどないという状況であり、また、運動機能向上のための予防事業も十分にできていないような地区もございます。

そこで、本市といたしましては、関係機関一体となりまして介護予防事業を推進するとともに、地域資源の発掘に努めてまいりました。その結果、介護予防事業は国や県から非常に大きな評価をいただきまして、地域ケア会議も優良事例として全国にも紹介されました。高齢者サロンも現在は市内58地区に設立をされております。また、先月から自治会単位で開催をさせていただいております出張市役所でも、ウォーキングとか介護予防教室への参加、また、老人クラブや高齢者サロンの設立をお願いして、地域資源の拡大を図っているところでございます。

次に、介護保険事業の第5期計画についてでございますが、介護予防事業を推進したことによりまして、平成24年度と平成25年度を計画の範囲内で運営

6月19日

することができました。そしてまた、平成26年度も計画内になるという見通しでございます。第4期に赤字運営になったものの、自立支援をご理解いただいたサービス利用者、そしてまた事業者の方々のご協力のおかげで、5期に何とか黒字運営ができるということになりました。本当に皆様に感謝申し上げます。

そしてまた、平成27年度から始まります第6期計画につきましては、現在、第5期の給付管理、財政分析をしているところであります。専門知識や学識経験を有する18名の委員の方々にご意見をお聞かせいただき、そのような策定協議会を来月、7月1日にするための準備をしているところでございます。

今後とも介護予防や給付適正化に取り組んでまいりますとともに、毎日の運動、それから、サロンや老人クラブを生かした活動をお願いし、持続可能な制度運営に努めてまいります。

その他の質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（河野正春君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、明石議員の質問にお答えいたします。

まず、小中一貫校戴星学園につきましては、県内初の施設一体型一貫校として開校して2年目を迎えております。1年生から9年生までの子供たちが同じ時間と場所を共有して学習をいたしますし、そして、学校生活を送るわけですから、そのメリットを十分に生かして、これから成果を出さなくてはならないと考えております。

現在、新たな制度導入によりまして、児童生徒が16名ふえまして、現在87名となっております。学習内容につきましても、先ほど議員も言われましたけれども、英語教育を、文部科学省の特任制度というのを利用いたしまして、特色ある学校づくりに向けて努力をしておるところであります。

そして、ご質問の熱中症に関してであります、過去2年間の熱中症発生状況といたしまして、平成24年度22件、平成25年度31件でございました。そのほとんどが保健室での休養や自宅での療養により回復いたしておりまして、いずれも大事には至っておりません。

これまでも熱中症対策などの未然防止に向けた高温対策といたしまして、各学校においてさまざまな取り組みを行ってまいりました。しかしながら、昨

今の厳しい気象環境下では、さらなる高温対策としての施設環境の改善が必要な時期でもと考えておるところであります。

戴星学園の普通教室などへのエアコンの設置についてでございますが、校舎棟の建設計画段階から保護者や地域の関係者の皆さんから強くこれまで要望いただいております。その折には、市内全校の整備とあわせて検討することをお伝えしていたところでございます。そこで、来年度から、戴星学園を含めた市内小中学校全校への普通教室エアコン設置に向け、検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

さらに、ミストシャワーの設置につきましては、体育や昼休みの屋外活動後に教室移動の途中、児童生徒の昇降口や渡り廊下などにクールダウンエリアを設けることは、熱中症対策を初め、子供たちへのよりよい健康状態を考えるとときには必要ではないかと考えております。今年度、できることから導入してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 保険年金課長、飯沼憲一君。

○保険年金課長（飯沼憲一君） 地域包括支援センターの役割と中立公平性についてお答えいたします。

地域包括支援センターは、健康保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、市民を包括的に支援する役割を担っており、主な業務は、総合相談支援、権利擁護、そして介護予防支援などです。介護予防支援の目的は、周りの人が受けているからとか、ヘルパーさんがいると楽だからなどという理由ではなく、自分ではどうしてもできないことの介助や、できなくなったことをできるように改善するというのが目的でございます。過剰なサービスは自立を阻害すると、そういったことも言われております。

地域包括支援センターの職員もその自立を目標にケアプランを作成するため、以前はサービスを受けられたのになぜ今回はできないのかななどと不満の声をいただくこともございます。そのようなケースにおきましては、本人やご家族に説明をさせていただき、合意形成を図ることを心がけてまいりました。

地域包括支援センターは、サービス担当者会議や地域ケア会議でサービスにかかわる方や医療専門職の意見を反映することで、中立公平性を確保するとともに、よりよいケアプランを目指しております。

その上で、そのような合意形成が困難なケースでも、粘り強く必要な助言をさせていただいておりますので、何とぞご理解をお願いいたします。

その地域ケア会議につきましては、先進地であります埼玉県和光市を視察し、県内で他市に先駆けて始めました。理学療法士や歯科衛生士、管理栄養士の先生などの専門職に集まっておきまして、医療分野の助言をいただけるようになり、医療、介護の連携もとりやすくなりました。

次に、高齢者実態調査に伴う介護予防の実施についてでございますが、先ほど市長からご答弁申し上げましたように、調査により地域課題がわかりましたので、介護予防事業が十分にできていなかった地区にも、平成25年度には予防教室を開講いたしました。さらに、リハビリ施設がない旧真玉町に新たに介護予防拠点を設置いたしました。そこで、先進的な介護予防を実践されている作業療法士の先生をお招きし、状態の変化で相互に行き来することの多い要支援者及び、要支援の手前である、二次予防対象者といいますが、二次予防事業対象者、いずれの状態でも利用できる通所型の予防サービスを開始いたしました。

次に、介護職の人材育成やスキルアップにつきましては、医療職から助言をいただくことにより、地域ケア会議自体が実地研修となっています。市内のケアマネジャーを対象に、地域包括支援センター主催で研修会も実施しております。地域包括支援センターの職員につきましても、県主催のリーダー研修に毎年計画的に参加し、研さんに努めております。

次に、第6期介護保険事業計画の策定に当たりましては、国の改正に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の充実や、予防給付のうち、通所、訪問介護の市町村事業への移行を踏まえた新たな事業展開が求められる見通しでございます。また、社会問題となっています認知症対策、そういったものも求められています。

その中の一つでございます認知症ケアパスとは、これまで地域で培われてきた認知症の人を支える取り組みを整理し、認知症の人やご家族、地域住民に対して、認知症の生活障害に応じて体系的に紹介すると同時に、それぞれの役割をわかりやすく示すものです。現在、その整備を目指し、本市の状況把握に努めているところでございます。また、認知症に対します初期集中的な対応も目指して準備を進めているところでもございます。

次に、地域包括支援センターの運営方法についてでございますが、直営と委託の比較検討はいたしております。

直営にした場合は、市が直接実施するため管理面にメリットがありますが、やはり経費がかかることや、介護現場を持たないため、専門職の人材確保や育成が困難であるということがデメリットであると考えております。

現在行っている委託のメリットといたしましては、介護現場を持っている事業所に任せられるため専門性を確保できることや、経費や定員の面で行政のスリム化ができていくことだというふうに思っております。デメリットとしては、市の指導、監督、マネジメントの難しさがありますが、委託の際に市の方針を契約相手に示すとともに、緊密な連携に努めることでその解消を図っております。具体的には、本来地域包括支援センターが運営すべき地域ケア会議に市がコーディネーター役として介入したり、予防事業の検討会議にも参加し、意見交換をいたしております。また、高齢者実態調査の未回答者のフォローの際にも、市が地域包括支援センターと民生委員さんの間に入るなど、関係機関の連絡調整に努めております。

今後、地域包括支援センターには、在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備など、より一層の機能強化が求められます。つきましては、今後の計画策定の中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（河野正春君） 市民課長、山田真一君。

○市民課長（山田真一君） 本市の消費者行政についてお答えをいたします。

本市では、相談件数の増加や、複雑、多岐化する相談内容に対処すべく、平成24年4月1日より県内18市町村中4番目となる消費生活センターを新たに市民課内に開設いたしております。本センターは、専門の消費生活相談員等を配置し、これまでの単なる窓口での相談業務から、トラブルの助言、あっせん、情報提供まで行う消費者行政を担う要としてスタートしております。

同時に、市報やケーブルテレビでお知らせしておりますように、毎月第2火曜日と第4火曜日の午前中、香々地庁舎と真玉庁舎で、さらに、毎週木曜日の午前中、玉津の福祉事務所プラチナ支所で出張相談会を開催しております。

センターを開設して2年を経過しましたが、開設前の平成23年度の相談件数は年間175件、平成24年度は219件、平成25年度は269件と、年々増加しております。

また、消費者相談窓口を開設しました平成21年度から23年度におきましては、高額な布団や健康器具などの訪問販売トラブル、健康食品などのカタログ通信、ほかに複数のローン返済にかかわる多重債務問題の相談件数が多く寄せられていました。最近では、さらに悪質で巧妙な手口による消費者問題として、おれおれ詐欺、還付金詐欺など、振り込み詐欺といわれるトラブルに加え、新たに金融商品等取引詐欺など、総称して特殊詐欺といわれる手口の犯罪が発生しております。また、一方的に商品を送りつける送りつけ商法、それから、貴金属を買い取る買い取り商法などの相談も寄せられており、相談者の半数が65歳以上の高齢者が占めている状況でございます。

こうした状況下、本センターでは、年を重ねて判断能力が衰えてくる高齢者や、パソコンやスマホなどを携帯する世代の子供を対象に、社会福祉協議会や市内の小中学校と連携し、消費者被害を少なくするため、今年度より消費者教育を重点的に取り組んでまいります。

具体的には、既に消費生活相談員が各地区で協力が開催している高齢者サロンへ出前講座に伺っており、今後より一層、高齢者を対象に実践してまいります。また、児童生徒を対象にした出前講座については、現在、教育委員会を通して各学校へ照会中であり、準備が整い次第、実施をしてみたいと考えております。

今後、本センターでは、グローバル化する社会情勢の中、専門性の高いノウハウを目指し、市民からの信頼性を高め、誰もが安全・安心に相談や生活できるよう、消費者のセーフティーセンターとしての役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 商工観光課長、安田祐一君。

○商工観光課長(安田祐一君) 明石議員ご質問の、商店街や中央公園でのミストシャワーの設置についてお答えいたします。

議員のおっしゃるように、ここ数年、観光地などで、涼みどころとしてミストシャワーなどの設置が、夏の暑さを和らげる設備として大変注目を集めております。また、子供たちにも大変人気があるとお聞

きいたしております。

本市の事例の一つとしまして、平成24年度、夏の短期間のイベントのときでございますが、中央通り商店街の昭和の町展示館入り口にクールスポットとして設置したことがございます。その際、来場されたお客様に大変喜んでいただいた経過もございます。

こういったことから、議員ご提案のミストシャワーの設置につきましては、おもてなしの観点からも、中央公園や昭和の町展示館など、設置可能な場所で試験的に数カ所実施するよう検討してまいりたいと考えております。

○議長(河野正春君) 9番、明石光子君。

○9番(明石光子君) それでは、再質問を行います。

まず、熱中症対策について、教育長にお伺いをいたします。

学校でのミストシャワーについては、子供たちの健康状態も考慮し、早速ことしから設置をしてくださるとのご答弁をいただき、大変ありがとうございます。

また、戴星学園の関係者から要望が出されておりましたエアコンの設置につきましても、来年度、市内全部の小中学校に設置をしてくださるということで、大変ありがたく思っているところでございます。つきましては、来年度設置に向け、予算規模と今後のスケジュールについて具体的にお示しをいただきたいと思っております。

次は、消費者行政についてですが、本市では県内でも4番目という早い時期に消費生活センターを開設していただき、市民の生活相談に対処していただいていることに、まずは敬意を表したいと思います。

消費者トラブルについては、大分合同新聞にも6月8日からたびたび掲載をされておりましたが、記事によりますと、消費者相談の件数が大分県でも2013年度は2012年度より830件ふえ、7,641件だったとありました。本市でも、2012年度219件が、2013年度269件ということで、年々増加傾向にあります。中でも、高齢者や子供たちが被害に遭うケースが顕著になり、社会問題となってきました。

そこで、提案ですが、ますます多様化、複雑化する被害から消費者を保護するだけでなく、市民一人一人が消費行動に責任を持つ自立した消費者市民の育成に主眼を置いた消費生活条例を制定してはどうかと思っておりますが、見解をお聞かせください。

それから、地域包括ケア事業につきましては、今

後、策定が進められます第6期介護保険事業計画の中に大きく生かされてくるものと思っております。相応な覚悟でこの6期の介護保険事業計画に当たっていただきたいと思っております。

それから、先ほど市長からのご答弁にもありましたように、老人クラブの設置であったりとか、高齢者サロンであったりとか、いわゆる地域資源を活用した、そういった事業につきましても、私の地区でも老人クラブは長いこと続けられておまして、クラブ活動を皆さん頑張ってやっていただいております。それから、高齢者サロンにつきましても、早い時期に設置をしていただきまして、先般は隣近所の高齢者の皆さん方、声をかけ、誘い合って、バスで研修視察に行くといった活動もなされているようでありまして、大変にいいことだなというふうに思っております。

ただ、この地域包括支援ケアシステムの構築につきましては、これは、今回の社会保障制度改革の中で最も重要視されているシステムづくりでありまして、これから10年間かけてやっていこうということの中で、私ども豊後高田市も過疎地域でありますし、それぞれの集落が散々としております関係で、医療や介護が必要になっても住みなれた自宅で暮らせる環境をつくるということがこの地域包括ケアシステムであります。その実現というのは、24時間365日の在宅医療体制が不可欠というふうになっております。

そういった意味では、非常にこのシステム構築にはご苦労もあろうかと思いますが、ぜひとも高齢者を守るという部分から検討をしていただきたいと思っております。この件については答弁は要りません。

以上です。

○議長（河野正春君） 市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長、佐藤 清君。

○市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長（佐藤清君） 明石議員の再質問にお答えします。

市内全校へのエアコンを設置した場合の予算規模でございますが、具体的な工事費などは実施設計後でなければ算定できないものの、空調施設本体の整備に加え、高圧受電設備キュービクルの設置及び改修、施設内配線設備の改修なども必要なことから、小中学校全16校へ整備した場合は、総事業費4億円程度が必要となるのではないかと見込んでおります。

次に、今後の具体的なスケジュールでございますが、市内16校全校の普通教室及び特別教室等へ設置

した場合、工事費の初期導入経費だけでも4億円程度が見込まれていることから、その財源となる国の学校改善交付金などの補助制度や起債の利用額などによって、整備が複数年となることも考えられることから、現段階で確定したことは申し上げられませんが、来年度から、できるだけ各学校間に不均衡が生じないように、可及的速やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 市民課長、山田真一君。

○市民課長（山田真一君） 明石議員の再質問にお答えいたします。

条例制定の件でございますが、現在、大分県内では、本条例を制定している自治体は、大分県及び大分市の2自治体でございます。また、全国でも、各都道府県を初め、政令指定都市や中核都市など、人口や事業者等が集中し、消費者トラブルの多い都市に制定をされている状況でございます。

本市では、平成24年度に消費生活センターを開設したばかりでございます。今後は、国や県の指導及び他市の動向を注視し、消費者被害の防止を目的に、当面は高齢者や小中学生を対象に消費者教育の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 9番、明石光子君。

○9番（明石光子君） エアコン設置につきましては、全学校16校に設置をしてくださるということで、総事業費4億円ということで、財源の確保等、ご苦労もありませんかと思いますが、また一つ、教育のまちにふさわしい教育環境が整備されることで、児童生徒はもとより、保護者にとっても何よりの朗報だと思います。ご英断、それからご決断をいただきましたことに感謝を申し上げ、質問を終わります。

○議長（河野正春君） 一般質問を続けます。

1番、土谷信也君。

○1番（土谷信也君） おはようございます。1番、土谷信也でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

まず初めは、自主財源の根幹をなす市税についてであります。

市税は、市民1人当たりに10万円の収入があれば、一定の行政水準が確保できるということを聞いていますが、現時点では、歳入総額の十四、五%に当たると思います。この税収は、平成26年3月31日現在

6月19日

の人口が2万3,577人で、平成26年度の当初予算の市税の見込みは20億8,315万7,000円になっています。これは、1人当たり8万8,355円となりますが、この少ない税収の中で、合併特例債や国、県の補助金を最大限活用されて、他の市に負けない先進的な取り組みをされており、このことは大いに評価をいたしております。

また、今後、平成27年度から地方交付税が算定替えとなり、一本算定になれば、1年間で約2億2,000万円、5年後には約11億円もの地方交付税が削減されるということについては、これまで何度も議論をしております。

その状況の中で、まず1点目の質問であります、今後の自主財源であります市税の税収の増加対策と、その見込み推計をどのように立てておられるのか、お伺いをします。

2点目は、市税の中の固定資産税であります、平成26年度予算は平成25年度予算に比べ834万6,000円減少しておりますが、評価替えの年ではないと思いますが、その要因がわかれば説明をお願いします。

3点目、4点目、5点目に、固定資産税の中の償却資産について、項目に分けて質問をします。

3点目は、大分北部中核工業団地へ進出された企業の償却資産が年々ふえているのではないかと思います、ここ5年間の課税推移はどのようになっているのか、お伺いをします。

4点目は、現在、原子力発電の稼働停止による代替エネルギー対策として、太陽光発電設備が市内の空き地や住宅の屋根、あるいは山中でも非常に多く見受けられますが、この太陽光発電設備の償却資産についての課税の対象となるものの調査はどのように行われているのか。また、平成25年度と平成26年度の課税額と件数についてもお伺いします。

5点目は、国は平成26年度税制改革に向け、償却資産分の固定資産税見直しについて、自民党税制調査会が本格議論に入ると言われています。仮に償却資産が廃止された場合、年間税収約1兆6,000億円を地方が自主財源を失うこととなります。国は、減収分について、地方交付税法に基づき、地方交付税で75%分まで措置すると言っていますが、実際にはどの程度まで補填されるかわからず、予算規模の縮小は避けられないようです。国への償却資産分の課税維持の働きかけは県と市町村でどのようにされているのか、市長にお伺いします。

次に、ふるさと納税についてお尋ねします。

このことは議案にも上がっていますし、提出資料でも示されていますが、これは市にとって自主財源の確保に大変ありがたい制度であり、あえて質問をいたします。

私も何度となく一般質問の中でこのことを取り上げ、また、寄附者へのお礼の商品も提案をさせていただきました。現在、市のホームページもリニューアルされ、お礼の商品も、特産品コース、プレミアムコース、スーパープレミアムコースと、品ぞろえも豊富になっているようです。

他市もふるさと納税には非常に力を入れ、ホームページでも盛んにPRをしていますが、本市での納入状況についてお尋ねをします。

最後に、防犯カメラについて質問いたします。

最近のテレビのニュースや新聞の記事で、人が傷つけられたり、殺されたり、凶悪な犯罪が日常のように報道されています。それも、特定の場所ではなく、路上であったり、公園であったり、さまざまな場所で悲惨な事件が起きています。

そのような中、犯罪捜査で科学技術が威力を發揮し、防犯カメラの映像が決め手になって重要事件の犯人が逮捕されることがふえてきています。最近では、アイドルグループAKB48のメンバーが刃物で切りつけられるという事件がありましたが、このような事件の犯人は、多くの場合対象者は、力の強い大人の男性は襲ったりせず、子供や女性、お年寄りであり、あざとい計算を働かせ、自分より弱者を狙っているようであります。本市のような地方でそのような凶悪事件が起こるとは考えられませんが、また、そのようなことが起こらないように願ってもおります。

しかし、いつ突発して事件は起こるかもしれません。市民の生命を守る、特に子供たちを犯罪から守るといふ犯罪抑止の観点から、4点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、本市での過去5年間で犯罪件数がどれぐらいあるのか、その内容についても、わかる範囲で教えてください。

2点目は、数千万枚の画像から一瞬で特定の人物を検索するレベルにまで映像の解析技術が進んでいると言いますが、この防犯カメラの機能と活用方法についての説明をお願いします。

3点目は、本市の防犯カメラの設置状況と、今後の設置計画について説明を求めます。

最後、4点目は、プライバシーの侵害についての

問題はどうか。大分県では、犯罪を抑止するという防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保護の調和を図るため、防犯カメラを設置、運用する際に配慮すべき事項等を示したガイドラインを作成していますが、このことについて本市はどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私から、税収の増加対策、見込みについてお答えいたします。

なかなか税収の確保については推計ができません。まず、何はともあれ、景気の回復ということがまず重要でございます。企業業績が改善されれば、法人所得や給与所得に係る個人所得がふえ、法人、個人の市民税の増収になります。また、個人所得の伸びにより個人消費が増加すれば、市内の中小企業においても経済波及効果があらわれてくる。そういうことで、今後さらなる景気回復が期待できるということになります。

税収の推計につきましては、今後の社会情勢や景気動向に大きく左右されまして、先ほど申しましたようになかなかわかりませんが、景気がよくなれば、市内誘致企業の法人市民税等も増加することになりますし、企業の設備投資により固定資産税の増収も見込まれます。そしてまた、現在、市が取り組みを進めております人口3万人構想により、他の市から私どものほうに多く住んでいただければ、市民税の増収にもつながりますし、また、その人々が家を建てていただければ、また固定資産税もふえるという、そういうことであります。

そういう面で、何はともあれ、まず第一に景気対策を国にしっかりやっていただこうと、それが一番だと思っておるところでございます。

次に、償却資産について私からお答えいたします。

先ほど、大分北部中核工業団地の償却資産に係る固定資産税の課税はどうかというお話でございますが、過去5年間では、平成22年度の課税額は6,944万6,000円、平成23年度が7,623万7,000円、平成24年度が8,282万5,000円、平成25年度が8,956万8,000円、平成26年度が8,680万4,000円で、その合計としては4億888万円となります。

それと同時に、新たに企業進出などに伴う設備投資に対しまして、3年間、固定資産税の課税を免除することになっています。それに対しまして国から交付税がいただけます。その交付税措置が、平成22

年度は6,253万8,000円、平成23年度は5,657万6,000円、平成24年度は2,446万9,000円となりまして、5年間の合計は1億9,410万円になります。

その両方を合計しますと5億9,898万円、これが大分北部中核工業団地の企業さんの償却資産による税収等で、年間約1億2,000万円もの財源の恩恵をこうむっていると、そういうことになります。

なお、市の全体の償却資産について申しましては、平成26年度は償却資産全体の課税額は2億4,062万2,000円で、課税免除に対する交付税措置は3,218万8,000円、これを加えますと2億7,281万円となりまして、市全体の20億8,300万円の約13.1%の割合を占めることとなります。

このようなことから、償却資産に対する固定資産税の見直しにつきましては、私どものような工業団地を抱え、企業誘致も進んでいる市町村にとっては、非常に大きな影響を与えるものになります。これにつきましては、全国市町村においても大変な問題でありますので、全国市長会は最重点課題として現行制度を堅持するように国に対して要望活動を実施しております。

そしてまた、これは大分県としても、大分県市長会も県出身の国会議員に働きかけようということでもあります。そして私も地元国会議員に何とかということをお願いしているところでもあります。この私どもの大きな税源である、何とかして現状どおりやっていきたいと、そういうふうに願っております。

その他の質問につきましては担当課長に答弁させていただきますので、よろしく願います。

○議長（河野正春君） 市参事兼税務課長、後藤 勲君。

○市参事兼税務課長（後藤 勲君） それではまず、第1点目の今後の税収増加対策と見込み推計についてお答えをいたします。

平成26年度当初予算における一般会計歳入予算額151億8,400万円のうち、市税の占める額は20億8,300万円で、率にいたしまして13.7%と低い状況でありまして、平成27年度以降は普通交付税が段階的に縮小されることから、財源不足がさらに深刻化することも想定されるところでございます。

本市の税収確保対策といたしましては、コンビニエンスストアでの窓口納付の実施、口座振替及び個人市民税特別徴収の推進による納税環境の整備、さらには、差し押さえによる滞納処分など、徴収業務の強化により税収確保を図ってまいりたいと考えて

6月19日

おります。

今後とも、公正、公平な課税と税収確保対策の強化に取り組み、市税の増収に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の固定資産税予算額の減少についてお答えをいたします。

平成26年度と平成25年度の増減を税目ごとに申し上げますと、償却資産については1,783万3,000円の減となっております。これは、課税免除額の終了に伴う償却資産に係る税額が、平成25年度と比較して減少したことなどによるものでございます。土地については211万8,000円の減となっておりますが、これは土地評価額の下落によるものであります。家屋は1,143万4,000円増加しておりますが、これについては新築や増築家屋が増加したものでございます。これに滞納繰越分を合わせると、全体で834万6,000円の減少となります。

第4点目の太陽光発電施設の課税対象調査につきましては、現在の調査は、農地転用許可申請や土地異動通知など書類確認、税務署への情報収集と、市内を巡回しながらの現地確認など、さまざまな方法による把握を行い、電力会社に売電を行っているか確認の上、事業者へ申告の指導を行っているところでございます。

課税につきましては、平成25年度の課税件数は1件で課税額は16万8,000円、平成26年度は22件で課税額882万3,300円となっております。平成25年度と比較いたしますと、件数で2件、課税額で865万5,300円の増加となっております。

以上でございます。

大変失礼いたしました。訂正をさせていただきます。先ほど、太陽光発電の平成25年度の件数を、21件のところを2件と申し上げました。21件に訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（河野正春君） 企画情報課長、河野真一君。

○企画情報課長（河野真一君） ふるさと納税の納入状況についてのご質問にお答えします。

ふるさと納税につきましては、市内外の皆様方に広くふるさとを応援していただくという非常にありがたい制度でありまして、全国的にも各自治体がさまざまな工夫を凝らし、話題となっているところでございます。

本市におきましても、より多くの皆様からご支援いただけるように毎年見直しを進めておりまして、それにより、平成25年度実績では41件、367万3,000

円のご寄附をいただいております。前年度対比で15件増、102万3,000円の増加となっております。

本年度は、これまでの単なるふるさと納税の増額を目指すのではなく、ふるさと納税制度を活用した本市のPRと特産品等の振興を目指して、記念品の品ぞろえを15品目から27品目にふやし、より魅力的な構成にするとともに、インターネットを活用した手続の簡素化に取り組みまして、去る5月8日から実施したところでございます。その結果、全国各地からネットを通じた申し込みが大幅に増加しまして、5月末現在で157件、239万円のお申し込みをいただいております。

なお、納付書の送付等の手続に若干時間を要するため、納付済みの件数等につきましては91件、162万円の納付となっております。また、ことしのホーランエンヤでは、土谷議員さんご提案のふるさと納税の記念品として宝来船に乗船された方がいらっしゃいまして、大変喜んでいただいたところでございます。

今後ともより多くの皆様方にご支援いただけるようPRに努めるとともに、さらなる改善に取り組んでまいりたいと思っておりますので、何とぞ議員の皆様方を初め、市民の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 市民課長、山田真一君。

○市民課長（山田真一君） 防犯カメラについてお答えをいたします。

最初に、本市の過去5年間の犯罪件数についてお答えいたします。豊後高田警察署の資料によりますと、当管内の過去5年間の全刑法犯の認知件数は、平成21年139件、平成22年110件、平成23年106件、平成24年94件、平成25年57件となっております。平成15年の301件をピークに毎年減少いたしております。

内訳といたしましては、全犯罪の六、七割ほどが窃盗犯であり、その主な内容として、住宅への侵入、車上狙い、自転車の盗難、万引きなどが発生しております。

次に、防犯カメラの機能と活用方法についてお答えいたします。

近年、凶悪な犯罪等が発生した折、カメラの画像解析技術が進歩したことにより犯人逮捕につながるケースが増加しており、防犯カメラの設置が犯罪抑止に効果的であると認識しております。本市はこれまで地域のコミュニティが育っている土地柄であり、凶悪な事件は発生しておりませんが、一部の心ない

者たちにより公園内で器物が破損されたり、飲酒機会の多い繁華街での傷害事件などが時折発生しております。

市では、管理する公共施設等において一定期間、録画可能で犯罪の抑止効果が期待される防犯カメラを一部設置し、こうした犯罪や事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、防犯カメラの設置状況と今後の設置計画についてお答えいたします。

市では、昨年度末、グラウンドの改修にあわせて、丘の公園に防犯カメラを3カ所設置しております。さらに、今年度は、中央公園内に四、五カ所と、警察官立寄所を新たに設置しました宮町ロータリー内に1カ所設置する予定でございます。

防犯カメラの設置につきましては、個人のプライバシー保護に配慮し、防犯カメラ作動中等の表示板を設置して周知してまいります。また、設置目的の明確化や、適切な運用を図るため、現在、大分県が作成しているガイドラインを参考にして、本市の設置要綱等を作成する予定でございます。もし万が一、捜査機関等から録画された画像の情報提供を求められるケースが生じた場合には、本要綱に基づき、法令等に照らし合わせ、利用目的以外には提供しないことと考えております。

以上、防犯カメラの設置につきましては、犯罪等の抑止効果と個人のプライバシー保護等を十分に考慮し、市民の方々が安全・安心に暮らせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 1番、土谷信也君。

○1番（土谷信也君） 再質問を行います。

まず、市税についてですが、ご答弁いただきました。中核工業団地については、やっぱり雇用の場でも、また税収面でも、大変ありがたいものでありますので、今後また企業のご誘致を市長には力を入れてお願いをしたいと思っております。

1点目の市税の増収につきましては、やはり、人口増なくしてはなし得ないことだと思います。人口3万人構想の達成に向け、今後も定住促進、それから子育て支援や教育の向上など、なお一層の施策の強化をしていただきたいと思っております。

3点目、5点目につきましては、市長にご答弁いただきましたが、本市の償却資産による固定資産税は市全体の13.1%をも占めているという貴重な財源

でありますので、どうか現行制度を堅持できますよう、引き続き強い要望をしていただきたいと思いますと思います。

4点目の太陽光発電施設の課税調査についてですが、この太陽光発電施設には、大規模な土地の造成には県の許可は要りますが、建築物に該当しないため開発許可は必要ないそうですが、1回目の私の質問で、山中でも施設が多く今つくられております。そのような、道路から直接見えないような施設に対しての徴収漏れはないのか、また、そのためにどのような対策を講じていくのか、お尋ねをします。

ふるさと納税については、本当にふえていって、ありがたいものだと思っております。ことしのお盆に、昭和44年高田中卒の還暦同窓会をするようになっております。そういうところでも課長も出向いて、100名ほどが集まる予定になっております。市内の方もおいでるんですけど、そういう場でまたふるさと納税のお願い、それからPR等もしていただきたいと思いますが、どうぞよろしくお願いをします。

最後、防犯カメラについてですが、私の知人も市内のスーパーの駐車場で当て逃げをされたということですが、それも防犯カメラによって犯人が突き止められて、ちゃんと修繕してくれたということを知りました。今の時代、この防犯カメラは必要不可欠なものではないかと思われま。

1回目の2点目の質問の防犯カメラの機能と活用方法については、4点目のプライバシーの保護という観点から質問をしたのですが、民間の企業や個人が設置したものについては規制はできないと思いますが、公共の防犯カメラについてお聞きしますが、一定期間録画ということを言われましたが、何時間ぐらいこの録画は残るのか。また、誰かがその録画を個人的に見るといことができるのか。また、犯罪が起きた場合、捜査機関にどのようにして情報提供するのか、具体的な説明をお願いします。

以上、2回目を終わります。

○議長（河野正春君） 市参事兼税務課長、後藤 勲君。

○市参事兼税務課長（後藤 勲君） 再質問にお答えをいたします。

山間部を含めました太陽光発電の調査につきましては、これまでの調査方法に加えまして、昨年7月に撮影をされました航空写真を最大限活用いたしまして、地区ごとに漏れのないような現地確認をしていきたいというふうに考えております。

6月19日

以上でございます。

○議長（河野正春君） 市民課長、山田真一君。

○市民課長（山田真一君） 防犯カメラの再質問についてお答えをいたします。

防犯カメラの機能につきましては、カメラの設置台数や画像の記録容量などにより、さまざまな用途の機種がございます。ご質問の画像の録画保存期間につきましては、捜査機関等から録画された画像情報の提供を求められた場合や、記録された個人画像情報を適正に保護、管理することを考慮して、今後設置する箇所ごとに必要最小限度の期間を定めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設での犯罪防止や事故防止のために設置した防犯カメラの画像の視聴につきましては、個人情報に該当するため、市では、適正な管理運営を図るため、施錠された場所等にデータを保管、記録し、誰でも視聴できないよう、設置箇所ごとに管理者等を定め、厳重に管理してまいりたいと考えております。

なお、捜査機関などから記録媒体の提出を求められるような重大な犯罪が発生した場合は、管理者等が立ち会いのもと、提出者の身元確認などを行った上、提供する内容等を記録してまいりたいと考えております。

以上、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（河野正春君） 1番、土谷信也君。

○1番（土谷信也君） ありがとうございます。

防犯カメラの件で、プライバシーの保護ということには十分配慮してやっていてもらいたいと思います。

以上、終わります。ありがとうございます。

○議長（河野正春君） 一般質問を続けます。

12番、鴛海政幸君。

○12番（鴛海政幸君） 一般質問する前に、1点議長にお願いをしたい。というのは、私、数日前から熱を出して、大変恐縮なんです、声がかすんで出られんようなことになるおそれがあるので、水を1杯ぜひお願いしたいと思います。

それでは、一般質問をいたしたいと思います。第1点目は、生産調整の見直し。ご承知のように、本市の基幹産業は農業でございます。その農業は、非常に、減反問題等々によりまして、水田の林地化が非常に進み、永年作物の増加がより多くなり、農地も大変少なくなってきた。今後の予定される生

産調整の見直しについて、どのように見直しをするのかお聞きしたいと同時に、今までつくってありましたところの、一極集中してありましたところの米の品種、いわゆるヒノヒカリの対応についての今後の取り組みをひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それから、2点目につきましては、次に、ごみの焼却場の件でございます。ご承知のように、三十数年前、豊後高田市におきましては、草地地区に焼却場を、いろいろ問題があったけれども、設置をしたと、こういうことで、その期間、事故もなく、そしてまた、非常に心配されておりましたところの公害、いわゆるダイオキシン等々の公害につきましては、県の抜き打ち検査等々によりまして、公害そのものはゼロに等しいと、こういう一つの評価を県がくれて、非常に地元といたしましても不安を解消されたわけでございます。

その中で、今、発足されておりますところの広域焼却場の問題です。この草地の地域にしたその年数、期間、これは市長、一番ご承知と思いますが、当時の契約は30年ということで非常に緊迫しておったわけでございますが、たまたま、先ほど申しましたように、広域合併をした焼却場の建設、これについて、任期が到来したわけございまして、再度また任期の延長を地元をお願いをしていかねばならない。何で高田の市長は部落に行つて頭を下げてお願いしなければならぬのかと。これは、一つは、宇佐の市長はきつと経営手腕というか、だいにじゃ、私に言わせればな。いち早く対応していかねばならない。

当初は、ご承知のように、宇佐の立石の位置に設置をされて、ほとんど、80%、あるいは90%、その建設はできようとしておったわけでございますが、ご承知のように、地元の非常に厳しい反対等の意見があつて、それは無理になつたということ。今後の対応につきましては、いわゆる現況どうなつておるのか、これをお知らせをしていただきたい。

特に地域の方々は、集落的に、あるいはまた、私を含めて、三々五々の集会等に行きまして、どうなつていくのかという、非常に不安と心配の声があるわけなので、ひとつぜひ、不安のない一つの説明を私は私なりにしたいと、こういうふうにしていただきたいと思います。

それから、3点目は、先ほど皆さんから出てきておりましたところの一番基本的な人口3万人、

この対応につきまして、市といたしましては、その3万人目標につきまして、定住促進条例の制定、あるいはまた、企業誘致の対策、婚活活動、安心して子育てのための事業等々を推進しておるわけですが、これに基づいて、地域活力創造課長、あるいはまた職員一同が全力投球をしながら、3万人構想に向かって対応してきておると、こういうことで、非常に成果そのものが上がっておることにしましては、非常に感謝すると同時に、今後も一層頑張ってくださいたいと、こういうふうに思っております。

それから、玉津のプラチナ通り、これは市長、あなたに大変苦言を言うかもしれないが、後でまた詳しい内容等々を聞きたいと思っておりますので、次に移るということにいたします。

5番目につきましては、そばの現在の取り組み等でございますが、非常に生産者も高齢化をいたしてきております。そしてまた、そばの生産につきましては、あるいはまた、そばのお祭り等々につきましては、非常に無駄な経費が使われておるんじゃないかなろうかというような気がしてならない。

私は、今後のそばの生産、それからそれについてのそばのお祭り、祭りですか、事業等につきましてのいわゆる対応について、今後、生産者の所得向上に向かって、どうしても大きな見直しをしていかねばならない、こういう考えの中で質問をするわけですが、そばの行事等につきましても、いわゆる、るる内容的な、いわゆる取り組みをぜひお願いをして、1回目の質問を終わって、再度質問をしてみたいと思っております。

○議長（河野正春君） 鷺海議員、プラチナ通りの質問については取り下げをしますか。

○12番（鷺海政幸君） プラチナ通りを若干、申し上げるわけなんです、この件につきましては、前後するかもしれませんが、ご承知のように、非常に立派な市道というか、プラチナ通りの舗装ができておるわけでございます。

これは非常に地域の活性化、地域振興に大きな役割を期待しておるわけですが、その中で、私も驚嘆し、そしてまた、いろいろな人からの意見、いわゆる笑話館の前ですか、笑話館の前とってわからんなら、友成のパン屋の前、あそこに、私たち年寄り踏み絵というんじゃない、地面に描いてあるやつを踏んで通るからな。ところが、担当課長から、それはおかしいじゃないか、踏み絵なんかおかしい

から、新しくトリックアートと、こう言いなさいと。しかし、年寄りの人はそんなこと言うたってわからんで、今の新しい言葉ではな。だから、あの大きな、私が寝たぐらいの絵を描いてある。

そして、そばを食べよるのか吐き出しておるのかわからん。おいしいとして食べよるのか、うまくないというて吐き出しておるのか。それと、あの踏み絵、人の顔やな。踏んで通る人はない、みんなよけて通る。そうすると、交通障害にもなってくるおそれがある。この問題。

それから、ずっと三、四十メートル行くと、鷺海医院の前にコイが4匹と。これは非常に評価する。来い来いという、非常に気持ちのいい、プラチナ通りに人が余り来んけん、来い来いで、コイの絵を描いてある。そして、その横に、私も人から言われて初めて見たんですが、七福神を個人の外壁に書いてあるんですね。立派な七福神、これは縁起がいいなというふうなことで見たわけなんです、なぜ個人の家にああいう高価な立派な絵を出したのか。いつ何時、屋根替えをしたり、外壁が落ちるかもわからない。

そしてまた、清水時計店ですが、清水時計店は市から、また絵を描く人からも多額のお礼金をもらったと、こういうふうには、これは流言飛語かもしれませんが、そういう話を聞いて、非常に困っておると。だから、何とかせないかん、わしかたは、一銭ももらっておらないのに。多額の金をもらって、もう開店休業してもいいんじゃないかというようなことを非常に周囲の人から、第三者から言われてきておると、本人も非常に当惑しておると同時に、私としてはこれは営業妨害に値するのではなからうかと。

だから、こういう機会に、本当に実はかくかくしかじか、こういうふうであるというような説明をすることが肝要であろうと、こういうふうに思っております。

プラチナ通りはそのくらいにして、また後で。1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 鷺海議員、プラチナ通りの質問について、まだ質問が残っているようであれば、今、第1回目のときに質問をお願いします。第1回目のときに質問をしておかなければ、2回目以降、その関連の質問ができないことになっておりますので。

○12番（鷺海政幸君） 今、プラチナ通りの説明は

私なりにいたしました。

○議長（河野正春君） いいですね。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私からは、ごみ清掃工場に対するご質問にお答えいたします。

現在の長添のごみ清掃工場についてでございますが、議員にもお願いし、長添の地区の方々にもお願いをいたしました。そして、実は、ご理解いただいて、新しい、ちょうど平成19年に確か、平成19年に期限が切れておりますので、新しい地域のごみ焼却場建設まで、これもう多分10年間だろうということで、それで10年間延長をお願いして、ご理解を得たところであります。

しかしながら、議員もご承知のとおり、やっと昨年11月に2度目の建設候補地であります宇佐市の西大堀地区を選定をして、そして周辺地区の説明会などを開催をいたしました。それで、やっとこのたび、同地区を候補地から正式に建設地とするという、そういうことに発表されました。そういうことで、やっとあそこは言いながら、まだまだ地域の説明会が要るようであります。

そういうことの中で、現在の予定としては、施設の建設は平成29年度に着工するというようになっておりますけれども、今後から、用地交渉とか、そういうような不確定な面もございますので、なかなかやはりできないという。

それで、とりあえず、議員もおっしゃいますように、長添地区の皆さんに、今月20日に私どもの出張市役所を開きます。ちょうどそのときに副市長も出席してもらって、新しい広域のごみ処理場の現状、今、皆さん方が知っているぐらいの分しか私ども知りません。結局は、今、一応正式に建設地が決まったという話です。

だから、これが順調にいったれぐらいするかというのは、これからまたあると思いますけれども、そういうことで、今までの状況をご説明して、とりあえず、今現在の10年から、何年か延ばしていただかなきゃならんだろうと思いますけれども、そういうことのご説明をして、そして新しい広域ごみ処理施設の計画が確定した段階で、正式に日程とかそういうものを持って、また地元をお願いをすると、そういうことで、この20日にとりあえず今の現状を地元の人にご説明してお願い、とりあえずお願いしようと、そういう予定を組んでおります。

以上でございます。その他の説明については担当

課長に答弁させますので、よろしくをお願いします。

○議長（河野正春君） 農林振興課長、大力雅昭君。

○農林振興課長（大力雅昭君） 駕海議員の農業問題についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、米の減反政策による転作の推進によりまして、水田の林地化並びに永年作物の増加が水田面積の減少や耕作放棄地の増加を引き起こした要因の一つと考えられます。

こうした状況を克服するため、本市では、平成24年度から集落における将来の設計図となる人・農地プランの作成を重点的に推進をし、現在では6プランが完成をしております。本プランでは、地区内の中心となる担い手を定めるとともに、将来の水田の活用方法や農地の荒廃化防止等、多岐にわたる取り組みを定めており、激動する農業情勢に対応するため、随時変更することが可能となっております。

新聞紙上等でも大きく報道されておりますとおり、水田利用の直接交付金において、飼料用米が出来高に応じ変動制となり、これまで10アール当たり8万円の定額であった助成金が、最高で10万5,000円交付されることとなりました。しかし、現状では、大半の飼料用米作付農家が8万円を下回ることが予測されるため、関係機関と連携をしまして、より多くの助成金が得られるよう支援してまいりたいと考えております。

また、平成30年より、農業者みずからの経営判断で作物を選択する、いわゆる政府による米の数量配分の完全撤廃が始まると言われております。この時点までに市内の主要地区において人・農地プランが完成し、足腰の強い水田農業が確立できるよう努力してまいりたいと考えております。

さらに、議員ご指摘の水稲におけるヒノヒカリの一極集中問題ではありますが、これにつきましては、消費者ニーズや農業者の意見、またさらには現在実施しています試験栽培の状況を踏まえ、今後、関係機関と協議し、品種を選定してまいりたいと考えております。

次に、そば祭りについてのご質問にお答えをいたします。

豊後高田そば祭りは、そばの振興を開始した平成15年よりそば生産組合が主催し、毎年開催している行事で、ことしで12回目となりました。そば祭りの開催に至った経緯ではありますが、そばの振興を始める前、本市にはほとんどそばの作付がありませんでした。そこに、初年度より40ヘクタールを超えるそ

ばの作付が行われ、県内一の産地となったところがあります。

しかし、当時、本市においてはそばの文化はほとんどなく、食べる習慣もありませんでした。そこで、まず、市民の皆さんに親しんでいただくことを目的として、第1回目のそば祭りを、秋そばの花が咲き始める9月中旬に、健康交流センター花いろにおいて開催をいたしたところでもあります。その後、合併を契機に真玉地区に会場を移し、平成19年より、豊後高田そばの特徴であります春そばをPRするため、5月の連休の最終日にスパランド真玉にて開催をしており、現在では市を代表する祭りの一つとなっております。

ご指摘のそば祭りの行事内容で、特に無料配布とか、大食い等の行事につきましては、広く親しんでいただくことを目的として初回より実施をしております。現在ではそば祭りの代表的な行事となっております。反面、本そば祭りは全て無料で実施をしており、費用については全てそば生産組合の負担となっております。

今後のそば祭りのあり方につきましては、主催者でありますそば生産組合と協議して、実施してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 地域活力創造課長、藤重深雪君。

○地域活力創造課長（藤重深雪君） 議員ご質問の人口3万人構想の取り組みについてお答えいたします。

現在、市の活力を維持するために、市各課一丸となって人口3万人に向けた取り組みを進めているところでございます。人口を増加させるためには、住む場所の確保が最も重要であると考えておりますので、定住促進分譲団地夢まち城台、犬田の整備、平成18年度から行っております空き家バンク事業に全力で取り組んでおります。

市長の提案理由の中でも申し上げましたように、おかげさまで夢まち犬田は全18区画が予約完売、夢まち城台は30区画の予約をいただいております。また、空き家バンク事業では、議員の皆様を初め、市民の皆様のお力添えにより、多くの空き家を登録いただいております。近年、本市の定住施策が充実していることや、田舎暮らしの人气が高まっていることなどから、多くの方から問い合わせをいただき、平成25年度は空き家バンク事業を通じて、42世帯99

人の方に豊後高田市に住んでいただくことができました。

本市では、空き家バンク事業に加えまして、新婚さんや子育て世帯、Uターン者へのきめ細かな定住関連事業を実施しておりますので、これらの事業を活用して、120世帯236人の方に転入していただいております。過疎化が進む本市ではありますが、うれしいことに、転入者数が合併後初めて800人を超え、出生数につきましても3年ぶりに150人台に増加いたしました。これまでの施策に加えまして、市外からの通勤者に本市に住んでいただくための施策として家賃補助を行うムーブイン就労家賃支援事業や、市内で住宅を取得した方全員に10万円を交付するハッピーマイホーム新築応援奨励事業に今年度から新たに取り組んでいるところでございます。

これまでの各課の取り組みの成果により、豊後高田で子育てをしたいとの声もいただいておりますので、今年度、大村分譲団地に定住促進住宅5戸を建設し、夢まち城台に子育て世帯を対象にした集合住宅整備も着手する予定でございます。

過疎化が進む本市の人口を3万人にすることが大変ハードルの高い目標だと思っておりますが、今後におきましても議員の皆様を初め、市民の皆様の引き続きのご支援、ご協力をいただきながら、「夢をかたちに 未来に光り続けるまち」を目指し、市の総力を挙げて、少しでも3万人に近づけるように全力で取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（河野正春君） 福祉事務所長、川口達也君。

○福祉事務所長（川口達也君） それでは、玉津プラチナ通りの絵と申しますか、トリックアートについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のように、玉津プラチナ通りにつきましては、高齢者が楽しいまちとして、また、市民の健康づくりを推進する観点から、歩いて楽しいまちづくりとして、これまで各種施策に取り組んできているところでございます。

ご質問の、特にトリックアートについてでありますけれども、プラチナ通りを訪れる高齢者やウォーキングをされる方などが見て楽しい、そして毎日でも行ってみたいと感じてもらえるよう、通りそのものにつきまして、公園のような楽しい空間にしようというテーマに基づく一つのツールとして描かせていただいたものでございます。

その中でも、プラチナ笑話館前にありますそばを

頬張る大男というものにつきましては、市のそばのPRと、近隣に手打ちそば屋もございますので、そうしたそば屋の案内を目的として描いたものであります。その絵柄につきまして、人を踏みつけるという感覚を持たれるということでございますけれども、作品につきましては、大きな口をあけて市特産のそばを頬張ろうとする大男という形で描いております。

また、あわせて、観光客の皆さん方も含め、桂橋を渡っていただいて、玉津プラチナ通りにお越しいただくということについて、やはり橋のたもとからでも見える笑話館に、ある程度の驚きと大胆さというようなものを含めた要素も必要であろうという思いから、現実からかけ離れた漫画風のトリックアートとして描かせていただいたところであります。

次に、清水時計屋さんの自宅の壁になぜ描いたかというご質問ですが、まず、この銀鈴堂と、それからその前にございます玉津コミュニティカフェこいこい、この場所については、このプラチナ通りのやはり中心となる場所と考えております。高齢者が楽しいまち、そして歩いて楽しいまちを推進する上で、また、当然、プラチナ通りにつきましては商店街でもあることなどから、このメインとなる場所に、先ほど議員申されましたけれども、商売繁盛や開運などをもたらすコイの滝登りという縁起物を表現させていただいたところであります。

ただ、この通りそのものにつきましては、狭い幅員の道路ということがありますので、ここを公園のように解放感のある空間にしたいという趣旨から、清水時計屋さんの自宅の壁をお借りして、流れ落ちる滝とそこに七福神の宝船を表現して、銀鈴堂前のコイの滝登りにつなげるとともに、安部内科さんの駐車場などもお借りをして、カラー舗装の面積を拡張することで視覚的な空間の広がりを持たせようというふうにしたところでございます。

清水時計屋さん、それから安部内科さんにおかれましては、商店街の振興及び玉津のまちづくりのためということで、今回の事業に多大なるご理解とご協力を賜りました。また、使用させていただいている壁や駐車場につきましては、無償でお貸しをいただいているところでございまして、心から感謝を申し上げます。

今後とも玉津プラチナ通りについて、高齢者が楽しいまち、そして、歩いて楽しいまちとして皆様においでいただけますよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいた

します。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 12番、鴛海政幸君。

○12番（鴛海政幸君） 第1点目の農業政策の問題でございますが、先ほど担当課長からるる答弁があつて、本当に足腰の強い農業と、こういうことの意味を含めた取り組みということで、生産者も心を新たにしたいのではなかろうかと感謝するところでございます。

そこで、再質問ではございますが、本市では、昭和の町、そしてまた、そば、麦、長崎鼻のオイル等を全国に先駆け、先進地として評価は大変高いものがございます。市民として大変うれしく、よいことだと思っております。

そこで、本市が本来最重点に考えなければならぬのが、稲作農業であろうかと思ひます。本市の農業主体は稲作農家であります。その米が、TPPを初め減反補助金等の問題で大変厳しい経営が予想されますが、稲作農業には、昭和45年来の減反補助金を初め、政府の助成措置がとられ、一番重要な競争原理の働きにくい状況にある中、TPPに減反補助金も数年後には廃止されようと言われております。その対策といたしまして、県は、今年度の当初予算に、水田戦略作物生産力向上対策事業や攻めの水田農業構造改革事業、そしてまた、農地中間管理推進事業等々を予算化をいたしております。

そこで、本市で最も重要な稲作農業は、TPPや減反補助金の解消により大変厳しい状況にあります。どのように対応されておりますか。その対応で本市の稲作農業を守ることにはできるでしょうか。私は、まだ稲作農業の経営所得安定対策はできてはいないと考えております。

そこで、昭和の町、そば、麦、オイル産業に対して、市を挙げて取り組んだように、市長を中心に市議会、農協、いろいろな有識者によりますところの本市稲作農業の抜本的な改革により、稲作農家の経営安定化を図ることは全国に先駆けて取り組んでいこうというような、大変必要なことだと思ひますが、今度は市長のほうに、その取り組みに対する将来や二、三年先、あるいは四、五年先の農業の生産農家のやはり意気込みをするような一つの答弁をお願いをいたしたいと思ひます。

そしてまた、先ほど課長からるるあつたわけなんです。先ほど申しましたように飼料米が8万円が10万5,000円と、こういうふうの説明があつたわけな

んですが、いわゆる10万5,000円ということになると、1俵1万2,000円の場合、8俵半ぐらいですね。この助成を受けるわけなんです、その助成措置そのものは現状、出来高生産の中で別に対応するのかどうか、その辺、ひとつ生産者がわかるように。

それとまた、この問題につきましては、耕作生産者、これが非常に多様に多く称賛をされるおそれがあると思うんですが、これに対する割り当て制度、これを、割り当てをするのかしないのか。生産者が自由に幾らでもつくっていいのかどうかを、一言だけお聞きをいたしたいと思います。

それから、市長はるる非常に草地地区の焼却場のことに対しまして心配をされた答弁があったわけですが、先ほど申しましたように、当初は、場所は宇佐市の立石を予定し、道路は立派にできたと、こういうことで、非常にこれはいいところに来たなあと思ったところが、隣接するところの部落が反対運動を起こしまして、最終的には立石地域の建設を取りやめることになったわけですが。

そしてまた、その当時、相前後して国の方針が変更になったと思います。内容は、焼却場の建設は人口10万人以上であることが第一の条件と、こういうふうになっておると思います。そのためには、隣接するところの国東市に県の主導で協力をお願いし、宇佐、高田、国東3市にて人口が10万人以上になったと、こういうことで建設の運びとなってきたわけですが。

そこで、今度の建設予定地が、宇佐市の、次は乙女地域に決定し、同地区民に説明、協力をお願いしたわけですが。高田市民といたしましては、地権者が1人ということで非常に簡単に乙女に建設がされようと、こういうふうになっておったやさき、ここは投票でもって確か検討した結果、反対者が多いということで、これもまた廃案になったと、こういう経過があったわけですが。

最終的には、今言ったように投票で決まったと。ところが、今度は宇佐市の、先ほど市長から報告がありましたように、大堀地区を予定し、市当局は努力しておりますが、今後の3市の人口動態を見ますと、大分合同新聞、またその他の報道によりますと、人口は大変に減少していくと、こういうふうなことが明確になりました。そこで、3市の人口で焼却場の建設をすると、本市の負担が多額になって、非常に対応が厳しいと、こういうふうになるわけですが、3市によるところの焼却場の建設は見直

しをすべきだと私は思うわけでございます。

そこで、今まで着手にありましたところの焼却場、高田にしる宇佐にしる、これだけ市の焼却場を持つておると思うんですが、その単独の焼却場を改修をいたしまして、運営するほうが、各市の今後の財政が非常にベターであろうと、こういうふうにならざるに想像しておるわけでございます。

なぜ、宇佐市長は高田の市長のように決断と勇気と経営手腕を出して、取り組んでいきさえすれば、私は乙女にしる、あるいは今、大堀というところが非常に、流言飛語かもしれませんが、非常にもめておるといううわさですが、聞いておると。なぜ、私は、宇佐の市長はもう少し本気にならないのか。当然、私はもう宇佐市にはできないというような考え、気持ちがあります。つくじってしまう、どこもここもな。そうすると、人口は減少する、国、県からの交付金、助成金ですが、これらはどんどんどんどん減額されてくると、こういうふうには非常に心配をしておるわけですが。

1カ月前の大分合同新聞によりますと、先のことを言っちゃおかしいんですが、20年後の先の人口は、本市高田では1万5,200人ぐらいになると。そこで、私は市長に対し、全ての市政運営は人口減を基本にした対策に見直す必要性が、今後、市長に課せられた任務であろう、こういうふうにならざるでございませぬ。

焼却場の基本は、人口10万人以上であることは原則であります。3市の人口は、将来は統計上、先ほど見せました20年後か15年後か知りませんが、7万5,400人ぐらい。

内訳を申しますと、宇佐市では4万2,000人ぐらい、豊後高田市では1万5,200人、国東市では1万8,200人、3市とも年々人口減になっており、広域で建設は無理だと思います。本市の焼却場の能力は、ご承知のように35万トン、そしてまた、今現在、それに対して30トン前後のごみの焼却をしておるということを聞いております。人口減になりますとごみの量も減になり、各市で対応することが望ましいと思っておりますが、市長の判断をお願いしたいと思います。

将来的には各市とも財政上、負担行為は多いということで、私は今、本市の市長が決断して、そして将来に向かって市民が安心安全な一つの生活ができるような構築をぜひしていただきたいと思っております。

それから次は、3万人構想でございませぬが、先ほど担当課長から説明して、非常に力強い、そし

てまた、課長の答弁を聞きまして大変努力した数字が出ております。非常に立派な数字と、こういうことで私は感謝をしておるわけですが、今現在は、先ほど課長から言われましたが、出生よりも死亡が多い、それから転入よりも転出が多いというようなことで、この3万人構想については簡単な問題ではないと。私は今、市長を軸に全力投球を、副市長を初め管理職が一生懸命になっておるわけですが、今後、私は少々の荒療治というか、決断をせねば3万人構想はできない。だから、私は今、香々地庁舎は開店休業のようになっております。ここを幼稚園、あるいは保育所に改造して、そして無料でもって対応すると。そうすることによって、若い所帯を持った青年層は、やはり1人でいいと言うけども、2人目、3人目、4人目を出産するような気持ちになってくる可能性があるのではなかろうか。こういうようなことで、私は、ただ競馬は鼻の前にニンジンぶら下げて「走れ走れコータロー」じゃよろしくないと思う。現実にやっぱり取り組む、3万人に近づく一つの構築をすることは、執行部、議会のいわゆる任務であり、責任であろうと、こういうようなことで、我々も心機を新たに、この3万人構想については実現に向かって取り組んでいく考えでございます。

それから、そばですか。なかなか担当課長、そばの経営については上手な答弁をしたわけなんです、私は生産者が額に汗をかき、生産性の向上に向かって一生懸命に耕作に、生産に大変な苦勞をしておる。私は、本年度より大きな大きな見直しをすべき平成26年だと思います。反収の少ない、そしてまた利益もないそば生産、そのお祭り行事に対しまして無料配布食2,000人分ですか、それから言葉は悪いけれども、暴れ食いだとか、大食いだとか、いろいろ対応しておりますが、特に本年度は改善し、1食当たりやはり貴重な食事でございますので、200円ぐらいとって生産者の苦勞を癒してはどうかと、こういうふうには私は思うわけでございます。

それからまた、昨日、大石議員から質問がありましたが、本年度、そばの予算を2,000万円組んだと、こういうふうなことでございますが、私は余りにもそば生産組合を過保護扱いにしておるような気がしてならない。だから、こういう一つの予算があれば、先ほど申しましたように、地域活力創造課長が一生懸命になっておる基本は、人口増ですよ。この人口増に対する一つの取り組み、これが一番、私は基本

であると思うんです。だから、これをやめようとか、こうだとか言うんじゃないで、私は、ここでそういう一つの方向づけを見直す必要があると同時に、そば生産も先ほど課長から、12回目とかいう話を聞いたわけなんです、もうここら辺でひとつ、ひとり歩きができるような体制、これにやはり行政としては指導していく年であろうと、こういうふうには思っております。

特に、きのう、おとといですか、地域活力創造課長、こういうやつをあんた方が出したんじゃないと思うのやな。住みよいまち、新聞折り込みで皆さんが見ておる。これは非常に私は評価したいと思うんですよ。こういう一つの取り組み、アリの一穴は城をも崩すという、いわゆるこういう細かいことは、3万人構想に向かっての人口増になってくると思うんです。

それから市長、3歳、5歳教育無料化と、こういうふうには再生実行会議、これは新聞に出てきて、私は勉強になると思って切り取ってここに持ってきたわけなんです、それと同時に、新聞紙上では豊後高田市のいわゆる市長の評価、執行部が評価されているというのは、本年度は補正予算が15%増、いわゆる151億円というように新聞に出ておって、非常に豊後高田市は評価されておる。杵築市では8%の増なんです、人口は多いけれども。それだけ豊後高田市は過去最大規模の積極型の予算を組んで市長は全力投球をしておる。だから私は、そば生産者に対して申しわけないかもしれませんが、先ほど申しましたように、今現在の状況の中では、人口減にしたところの予算構成、そしてまた一人でも多い豊後高田市の人口をふやす一つの体制に持っていくのが、先ほども申しましたように我々の任務であり、執行部の任務であろう。だから私は、担当課長にも言うたように、管理職そのものは20人ぐらいおると思うんですが、ただ地域活力創造課だけじゃなくして、いわゆる20人ある管理職をA班、B班にして、そして3万人構想に向かっていわゆる議会も自治委員会も巻き込んで、それに向かっての取り組みをしていく非常に大事な私は平成26年度だと、こういうふうには理解をしております。

いろいろ申し上げたいことは山積しておるけども、時間の関係もございまして、申しませんが、もう答弁はいいです。もう答弁を言う必要はない。答弁をしても上手のじょう言うんやな。「検討します」とか「やってみましょう」とか、だから答弁は要らんか

ら、そういうように基本的に人口増に持っていくことは第一の基本にあります。そうすることによって職員も働きやすい。人口は仮りに津久見のように1万9,000人割った場合は、議員定数の削減はいた仕方がない。しかし、一番大事な職員の整理をしなきゃならないような時期に直面した場合に、市長の責任という悪いけれども、我々にもやはり何ぼかの責任を考えねばならないというような気がするわけなので、ぜひ、ひとつ市長、3万人構想を地域活力創造課だけではなくして副市長を軸に、副市長なら今までずっと豊後高田市の経営に努力して、裏も表も知り尽くしておく。

だから、そういうふうなことで、A班なりB班に分けて、何とかして3万人構想に一步一步、長い階段かもしれないけれども、到達するようにぜひひとつ市長、努力していただきたい。

「走れ走れコータロー」じゃだめですよ。それだけ言って、いろいろありますが、一般質問を終わりますが、答弁は要りませんよ。上手な答弁を聞いたって一つも身にならん。

以上です。

○議長（河野正春君） しばらく休憩します。

なお、午後1時に再開をします。

午後0時9分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 議席2番の近藤紀男でございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず初めに、老朽化する公共施設の対策についてであります。

高度成長期の人口増加とともに学校や道路、橋梁、上下水道などの公共施設やインフラが整備されてから数十年が経過をしておりますが、現在、これらの施設が一斉に老朽化してきており、全国の自治体でその対策が喫緊の課題となっているのはご承知のとおりであります。本市におきましても、少子高齢化、人口減少が進展する中で、今後もインフラを維持していくためには、将来を見据えた維持管理コストの削減や更新計画をしっかりと把握し、計画的な維持保全を図っていかねばならないと思います。

こうした中、地方自治体が解体撤去を検討している公営住宅や学校などの公共施設が全国に1万2,251

棟あることが、昨年、総務省の調査で明らかになっております。また、この調査結果では、全国のほぼ全ての都道府県と市町村が回答しておりましたし、本市で解体撤去を検討している箇所はあるのかどうか、本市ではこの調査に対してどのような回答をされたんだろうかと思ったところでございます。

また、全国のこうした施設の全てを解体した場合、総額で4,039億円の費用がかかるとの試算結果も公表され、さらに今後、解体等を行う自治体を支援するため、総務省は、本年2014年度から解体撤去費用を地方債で賄う制度を発足させることを明らかにしております。

マスコミなどでは、この新制度について本市のような自主財源に乏しい小規模自治体には貴重な助け船になりそうだとも言われておりましたが、こうした事業での地方債の活用はなかなかそうはならないようにも感じているところでございます。

そこで質問であります。昨年、総務省が行った公共施設の解体撤去等の調査内容はどのようなものであったのか、また本市では、それに対してどういった回答をされたのか、お尋ねをいたします。

次に、解体撤去費を地方債で賄うとしている総務省の新制度は本年度より実施するとされておりましたが、現在どのようになっているのか、また、この制度に対する本市の見解をお尋ねいたします。

3点目ですが、本市におきましても、公共施設並びにインフラ施設の改修や更新など、実施計画のもとに行っていると思っておりますが、道路や橋梁、公園、上下水道など老朽化するインフラ施設の対策についての見解並びに今後の対策をお尋ねいたします。

次の質問であります。臨時福祉給付金及び子育て世帯特例給付金についてであります。

17年ぶりの消費税の改正で本年4月より消費税が8%に増税されてから約2カ月半が経過をしておりますが、近年、働く者の年間所得は横ばい、もしくは減少傾向にあり、年金受給者も昨年10月より年金の段階的削減が実施されておりますし、この消費税増税によって私たちの日々の暮らしにさまざまな形で負担が増してきているものと思います。

今回の消費税増税に伴い、所得の低い方々や子育て世帯の負担軽減のため、暫定的、そして臨時的な措置として国から臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金が支給される予定となっております。

そこで質問であります。この臨時福祉給付金並

びに子育て世帯臨時特例給付金の給付に際しましては、課税状況の把握や重複のチェックなど、関係部署との連携した事務作業も多岐にわたるだけに、県内の他の自治体では円滑な給付に向けて対策本部を設置し、作業を進めているところも見受けられます。そこで本市ではどういった体制で取り組んでおられるのか、また質問、申請書の郵送など、現在の進捗状況をお尋ねします。

次に、両給付金の対象者は本市ではどれくらいの人数になるのか、また、そのうち臨時福祉給付金の年金等でもらっている方々の加算対象者は何人になるのか、お尋ねをいたします。

3点目ですが、両給付金の申請方法はどうかすればいいのか、また、その受け付け期間はいつからいつまででしょうか。

最後の質問であります。今回の給付金事業で最も気がかりに思いますのは、臨時福祉給付金の支払い対象者にはかなりの高齢者がおられるものと推測されます。こうした方々への申請から給付までの対応をわかりやすいように、そしてきめ細かに行っていくことが大事ではないかと考えるところでございます。

今月の市報にもこの二つの給付金のこと記載されておりまして、対象世帯に6月中旬ごろ申請書を郵送することが書かれておりましたが、高齢者の皆さんに対しては、申請書を郵送しただけでは、高齢者の皆さんには大変失礼になるかもしれません、なかなか理解に乏しい方もおられるのではないかと危惧しているところでございます。

増税に対するせつかくの負担軽減措置でありますので、対象者全員に給付金が行き渡るように、こうした高齢者の方々への対応をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 財政課長、安藤隆治君。

○財政課長（安藤隆治君） それでは、私のほうからは、老朽化する公共施設の対策についてお答えをいたします。

まず、昨年度の総務省の行った調査の内容と本市の回答についてでございます。

昨年度実施されました公共施設等の解体撤去事業に関する調査につきましては、総務省のほうは今後の地方財政制度の検討のためということで、地方公共団体における公共施設等の解体撤去事業の状況を調査したものであります。

調査の対象としましては、平成25年9月1日現在で市が保有する公共施設等のうち解体撤去の意向のあるものとなっております。現地建てかえ、それから他の建設事業と一体的に撤去を行います施設につきましては対象外となっております。

今回、本市が回答しました施設は、広域での新しい施設が建設された後は解体されることとなります。ごみ清掃工場、それと基準日時点で用途廃止がなされており、解体工事が予定されておりました泉住宅の2施設でございます。そのほかにも将来的には解体しなければならないと思われる施設もございしますが、現時点では方向性が決まっておらず、本調査の対象には含めておりません。

次に、解体撤去費を地方債で賄うとしている総務省の新制度と道路、橋梁、公園、上下水道などの老朽化するインフラ対策についてでございます。本年4月、総務省から地方公共団体に対しまして、これからの公共施設等の管理の基本的な方針を定めます公共施設等総合管理計画を策定するように要請がなされまして、これに対して国の支援策が打ち出されました。

支援策の内容といたしましては、計画策定に要する経費につきまして、平成26年度から3年間にわたりまして、特別交付税措置として2分の1が措置されることとなっております。また、計画に基づきまず公共施設の解体につきましては、平成26年度以降、当分の間、地方債の特例措置を創設することなどとなっております。ただし、この地方債につきましては、後年度に交付税措置のない資金手当的なものでありまして、純粋な借金ということになりますので、これを活用するかどうかにつきましては慎重に検討しなければならないと考えております。

なお、今回創設されました地方債とは別に合併特例債の対象事業が一部改正されまして、そうした総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統合整備の場合に限りまして、それに伴って行われます基本施設の解体につきましても対象とされたところでございます。

また、道路、橋梁、公園、上下水道等の箱物以外のインフラ対策につきましては、これまでもそれぞれ施設ごとに計画を策定しまして、その対策を講じてきているところでございます。今回、公共施設等総合管理計画では、こうしたインフラ施設につきましても対象となっております。これらを含めた総合的な計画策定が要請されているところであ

ります。

計画策定の期限等は今のところ示されておりませんが、いざにいたしましても、公共施設等の老朽化対策につきましては全国共通の課題でありますので、計画の策定に当たりましては、本市におきましても維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な分析を十分に行いまして、財政負担の軽減、それから平準化につながるよう検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（河野正春君） 福祉事務所長、川口達也君。

○福祉事務所長（川口達也君） それでは、臨時福祉給付金についてお答えいたします。

この制度は、本年4月から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、低所得の方への影響を緩和するため、臨時的な措置として給付金を支給するものでございます。

議員ご質問のうち、まず現在の進捗状況等についてでございますが、給付金制度についてのお知らせを市報5月号に掲載し、具体的な申請方法を市報6月号とケーブルテレビ、市のホームページでお知らせをしているところでございます。この給付金の支給対象者となる方は、平成26年1月1日時点で市内に住所があった方で、平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象となっております。ただし、課税されている方の扶養になっている方、また生活保護の受給者である方は除くこととされております。

そのため平成26年度の住民税が課税されていない方に対し、その方の税情報等個人情報を福祉事務所において取り扱うことに関する同意書兼給付金の申請書を6月の中旬から下旬にかけ郵送することとしております。今月から福祉事務所保護係におきまして職員1名を増員し、職員4名と臨時職員2名の計6名を配置する中、その中で3名について臨時福祉給付金事業の専任として準備作業を進めているところでございます。

次に、支給対象者数についてですが、先ほどの同意書兼申請書を送付する対象人数は、おおむね6,200名と見込まれております。また、給付金対象者で、かつ高齢基礎年金や障害基礎年金など、児童手当や特別障害者手当等を受給されている方については給付加算措置がとられますけれども、この対象者数につきましては、間もなく日本年金機構からデータの提供が行われることになっており、現時点では把握できておりません。

次に、申請の期間につきましてですが、本年7月1日から12月25日としております。

申請方法は、先ほどの同意書兼申請書が届きましたら必要事項をご記入の上、福祉事務所、真玉庁舎、香々地庁舎へ持参していただくか、同封していただき返信用封筒で郵送していただくようにしております。この提出された同意書兼申請書に基づき平成26年度の税情報をもとに内容を審査し、要件を満たしている方には給付決定通知書、要件を満たしていない方には不支給通知を後日郵送で送付いたします。

臨時福祉給付金申請のうち特に高齢者に対する対応ですが、この制度は複雑なため、同意書兼申請書を送付した後、一定期間を経ても同意書兼申請書が提出されない場合は、個別に電話連絡などを行う中、再度、制度のご案内をさせていただくようにしております。

給付金事業の実施につきましては、対象者への不支給、それから子育て世帯臨時特例給付金との重複支給等がないよう事務処理に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 子育て・健康推進課長、植田克己君。

○子育て・健康推進課長（植田克己君） それでは、私のほうからは、子育て世帯臨時特例給付金についてお答えします。

子育て世帯臨時特例給付金は、基準日となりますことしの1月1日時点で市内に住所があり、1月分の児童手当を受給された方のうち平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が支給対象となります。しかしながら、消費税引き上げに伴う影響の緩和という点が臨時福祉給付金と共通することから、児童手当の対象となっていたお子さんが臨時福祉給付金の対象となる場合や生活保護制度の被保護者等となっている場合は支給の対象外とされております。

現在の進捗状況についてですが、先ほど福祉事務所長の答弁にもありましたように、臨時福祉給付金と合わせて広く市報等でお知らせをするとともに、対象者に対しましては申請書を郵送し、既に受け付けを開始しております。支給対象児童数につきましてはおおむね2,100名程度と見込まれております。

次に、申請方法及び期間につきましては、6月16日から12月15日までの6カ月間を申請期間としておりますので、健康交流センター花いろ内の子育て健

康推進課、市民課、真玉庁舎、香々地庁舎において申請をしていただくか、郵送での受け付けも行っているところであります。

なお、申請者の中には臨時福祉給付金等の対象となるため支給対象外となる方もおられますので、窓口において十分説明を行うとともに、何度も市に申請に来ていただくことのないよう、福祉事務所と連携を図りながら臨時福祉給付金の手続もできるようにしております。

今回の2つの給付金制度は、消費税の引き上げに伴う影響の緩和という同じ目的で支給されるものであり対象者に非常にわかりにくいことから、申請の際には十分説明を行い、両給付金の支給が重複しないよう事務処理に努めるとともに、申請漏れを防ぐための広報周知を十分に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） それでは、再質問をいたします。

まず初めに、老朽化する公共施設の対策についてであります。

ただいまのご答弁で、昨年、総務省が行った公共施設等の解体撤去に関する調査では、本市での対象物件となっている施設は、泉住宅と草地の長添のごみ焼却場とのことであります。泉住宅はもう既に解体をされているというふうにお聞きしておりますので、今後は現在のごみ焼却場をどうしていくのが問われてくるものと思っております。

先ほど鴛海議員もこのごみ焼却場のことを正しておりましたが、その中で市長から、宇佐・高田・国東の広域事務組合で進めております新たなごみ共同処理施設の候補地となっていました宇佐市の西大堀地区が正式な建設地として今後も事業が進められていくと述べられていたと思います。そういう中で、今現在こういうことを申し上げるのは時期尚早かもしれませんが、この新しいごみ共同処理施設が完成すれば、現在の草地のごみ焼却場は、先ほどもお話がありましたように、地元の住民の皆さんの意向も酌んで、早い時期に解体撤去しなければならないものと考えております。

そこで再質問でございますが、この解体撤去について現在どのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。また、この解体撤去の財源であります、これほどの施設ですから、その費用はかなりの

額になるものと思いますし、今後、地方交付税等も年々減額され財政も一層厳しさを増す中で、こうした事業の財源、その財政措置をどうしていくのか今のうちからしっかり検討しておく必要があるかと思っております。

先ほどのご答弁では、合併特例債の対象事業の一部改正がなされたそうではありますが、現在、本市のごみ焼却場はこの対象になり得るのかどうなのか、また現時点、この解体撤去の財源をどのようにお考えなのか、その辺、わかる範囲でお答えいただければと思っております。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯の臨時特例給付金であります。

ご答弁をお聞きしまして、子育て世帯につきましては、既にもう申請書は郵送しておいて、受け付けも始まっているというふうにご答弁がありましたので、給付に向けての作業は確実に進んでいるものと思っております。

しかしながら、臨時福祉給付金では対象者も多数となる中で、同意書兼申請書はまだ送付されていないようでありまして、まずはそれを送付し、そしてその後、対象者から返送されてきたものをもう一度審査をして、要件を満たしている方に、再度、給付金の決定通知書を郵送するということであったと思います。そこで、この全ての事務作業がスムーズにいったとして、加算対象者も含めて給付されるのは大体いつごろになるのか、この点のみお尋ねをしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 財政課長、安藤隆治君。

○財政課長（安藤隆治君） それでは、私のほうから再質問にお答えをしたいと思います。

まず、新しい広域のごみ清掃工場の建設についてでございますけれども、先ほども鴛海議員のほうに市長がご答弁申し上げましたように、平成29年度着工の計画でありますけれども、不確定な要素もありますので、完成時期につきましては確定しておりません。

なお、既存の長添の清掃工場につきましては、新しい施設が完成後に取り壊すと、地元のほうとの約束になっております。

次に、取り壊しにかかる財源でございますけれども、今回のような国庫補助金、それから通常の一般廃棄物の処理事業債という起債の対象にならない施設の解体につきましては、以前より、要する経費の30%が特別交付税で措置されることとされております。

また、先ほど申し上げましたように、今回の改正によりまして公共施設の統合整備に係る場合に限って、それに伴う既存施設の取り壊しにつきましても合併特例債の対象とされております。長添の清掃工場の解体につきましても、広域による施設の統合整備に伴うものでございますので、合併特例債の期限であります平成31年度までの実施であれば対象にはなると思います。

しかしながら、議員もご承知のとおり、合併特例債のほうは全体枠が決まっております、起債の枠が残っておればいいんですけども、枠がなければ一般財源で措置せざるを得ないというふうに思っております。

なお、そのころになりますと普通交付税の額もかなり減りまして財源不足が予想されますので、その場合には基金の取り壊し等も含めて検討をしなければならぬというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 福祉事務所長、川口達也君。
○福祉事務所長（川口達也君） 臨時福祉給付金に関します再質問、支給の開始はいつごろかということでございますけれども、申請受け付けを開始以降、同意書兼申請書が返送されてまいります。そうした返送されてきた分についての全ての審査等が完了して、先ほど議員が申されたような作業が順調に進んだ場合ということで、一応、支給につきましては9月の第1週には口座振り込み、または窓口支給という形で支給を予定して、作業を進めていきたいということ考えております。その後につきましては、毎月1回同時期、同じように支給を行っていくということ考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 近藤紀男君。
○2番（近藤紀男君） 最後の質問となりますが、いずれも要望として述べてまいります。
 まずは、老朽化する公共施設の対策であります。ただいまご答弁いただきましたごみ焼却場の解体撤去の財源になりますが、合併特例債の対象となり得るためには、平成31年までに解体事業が実施されることと合併債の起債の枠が残っていることが前提条件であったと思います。

いずれにいたしましても、ご答弁にありましたように平成29年度着工予定のごみ共同の処理施設建設事業の推移を見守るしかないと思っております、ただいま申し上げましたようなことをしっかり念頭に置いて、

今後の事業計画を進めていただきたいと思います。

また、先ほどのご答弁で述べられておりましたが、総務省から要請のなされております公共施設等総合管理計画の策定につきましても、現在のインフラ施設を含め、まずは現状把握をしっかりと行う中で、将来を見据えた実施計画になるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、臨時福祉給付金についてであります。

ただいまご答弁をいただきまして、給付金の支給は9月の第1週ぐらいになるとのことでありました。それまで若干期間がありますけれども、何かと大変でしようが、しっかり対応していただきたいと思います。

また、先ほど、臨時福祉給付金の対象人数でありますがおおむね6,200人ぐらいが見込まれるとのことでありました。見込みとはいえ、こうした方々は住民税が非課税となっている方でありまして、これほどの対象者がおられるとは、本当に正直驚いたところでもありますけれども、その影響の大きさを改めて実感しております。

また、高齢者の方々の配慮では、一定の期間が過ぎても申請書が提出されていない方に再度の連絡をしていくとのご答弁もいただきました。この臨時給付金に関しましては何かとご苦労が多々おありだろうと思っておりますけれども、対象者全員に何としても給付できるよう対処していただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（河野正春君） 一般質問を続けます。

10番、土谷 力君。

○10番（土谷 力君） 10番、土谷力でございます。

まず、政治姿勢についてお尋ねをいたします。

今、地球規模で温暖化が進んでおります。ちょっと声が悪いのは、もしかしたらPM2.5のせいかなと思ひながらせきをしております。

集中豪雨だ、ひょうが降ったと、大変異常気象になっております。地球温暖化が進むことにより自然界のバランスが大きく崩れ、異常気象や水不足、農業生産の大幅な減少など、人類にとって大変厳しい状況になるもとなっております。

地球温暖化対策の目標は、気候系に対して危険な人的外傷を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることあります。その数値が安定にあるのかということにつ

6月19日

いては、2008年の福田ビジョンで、2050年には二酸化炭素排出量を現状の60%から80%減少しなければならない、そういう目標値のもとに恐らく京都の会議で決まった数値も出てくるんだと思います。

政府が原発ゼロの計算の中で数値をつくっております。この数値では温室効果ガスの削減効果は少し厳しいようです。2020年の温室効果ガス削減の目標値に見直すことを市長に政府に働きかけていただきたいというお願いでございます。

2番目は、国東半島芸術祭でございます。

事業の目的は、ご承知のように、アートのよさを多くの皆さんにより深く理解していただくこと、アートを入り口とし、訪れた方々に国東半島のすばらしい環境や独特の文化など、ここにしかない魅力と出会い、体験していただき、さらに情報発信していただくこと、地域の方々が国東半島のすばらしさを再認識するよい機会にさせていただくこと、こういう目的から、平成24年度から平成26年度3カ年の期間で、場所としては豊後高田市と国東市でございます。

実施主体は国東半島芸術実行委員会、会長が大分県の副知事であります。構成団体は、大分県と豊後高田市、国東市、公益社団法人ツーリズムおおいたが実施団体であります。

そして、平成24年には国東半島アートプロジェクト2012、平成25年には国東半島アートプロジェクト国東半島芸術祭プレ事業、26年には、これから行われる国東半島芸術祭の会期が10月4日から11月30日の予定になっております。

この国東半島芸術祭については、私は3年前に質問をさせてもらっております。広瀬知事が瀬戸内海芸術祭を見て、国東半島でさっき言った目的に基づくような芸術祭ができないかということで、平成23年度でしたか、予算を組んで高田と国東にお願いをして始めた事業だったんです。最初に質問したときには、まだ事業の形態ができてなくて回答はいただけませんでした。しかし、この事業は大変必要なことだと思っておりますので、私もこの時期に質問させていただきました。

この事業の目的は、先ほど申し上げたとおりだと思いますけれども、現在までの進捗状況、それから市民への周知、もうちょっと市民に周知して、たくさんの人に来ていただく。市外からたくさん来ていただく。それから平成25年度の今後のスケジュールについて、こういうことをやるんだから市民に来ていただきたい。できましたら、国東半島の自然と調

和に合った中で、アートであり、芸術であっていただきたい、そういう希望は私は持っております。

そこで、さっき言った項目についてご質問いたします。

次は6月になったら必ず質問している大雨、水害の問題であります。これは毎年やっているんで、少しことしは方向を変えて質問をしたいと思っております。

ここに昭和16年の水害の写真集があります。この中で桂橋が流れました。そして、今、残っているれんがづくりの家がまだこの写真の中に残っております。これを今、高田市は新しい文化施設としてつくりかえようとなさっているんだと思っております。その中で昭和16年の水害、昭和16年10月1日、国東半島を襲った集中豪雨は桂川の氾濫を招いた。青年学校の校舎は水没し、若宮様も水の中に孤立している。手前の玉津の市街地もかわらの土手を破った水が旧川の道を玉津側の家並みに押し寄せ、水位は2階までに及んだ。人々は台地の桂陽小学校や女学校に避難した、そういうふうに書いております。これは三畑の池が切れて水害になった水害の状況であります。

そしてまた、先ほど第1のところ地球温暖化、エルニーニョ現象等々でやっぱりゲリラ的な長雨が降ること、大雨が降ること、集中豪雨が降ることは予想されております。そこで、大雨の災害について、水の災害についてお尋ねいたします。

先日、防災パトロールで副市長が映ってございましたけれども、土砂災害の危険地域の現況について、その中で話し合いをなされたんだと思っております。土砂災害の危険地域の状況について、土砂災害の予防対策について、今度、災害予想危険ため池について、このため池というのは、今まで田んぼをつくってため池を利用していたんでよく管理していたんですけども、水田をつくらなくなって、ため池が放置されております。だから、環境の問題とやはり水害の問題を考えたら、老朽ため池はしっかり管理して、水害が起こらないようにしていく必要があると思っております。老朽ため池の市内の状況、それから予防、国東市では判定の見直しをやっているようです、ため池の判定、危険性の。ヒアリングのときには総務課長が、高田でも当然やっておりますよと言っておりましたから、この点についてもお尋ねします。

水害については、排水機場・樋門・防潮堰について、ここもゼロメートル地帯なんで、水が出たときには大変危険な場所だと思います。この状況、市内の現状についてと管理状況について、大雨による危

険場所の確認について、これをお尋ねします。

4番目は福祉問題でございます。

県がやっております介護予防強化推進事業の高田市における現状と推進状況。

先日、大分市の市長と話をしましたら、大分市もやはり団塊の世代を迎えているので、60歳以上の人たちの生活習慣病の対応としては食事なんだと、食事の話を1時間。それから体操なんだ。動くことなんだ。歩むことなんだ。それで体操をどうするかということの話をしました。恐らく高田でもやっているように、1万歩歩くとか等々やっているんだと思います。

ここで聞きたいのは、県がやっている介護予防強化推進事業の高田市における現状についてお尋ねしたいと思います。簡単に言えば、健康年齢等をふやすというだけの話だと思うんですけども。

農業問題についてお尋ねします。

集落営農経営強化対策事業の現状、それをどういうように進捗させているか、これについてお尋ねします。

2番目は、企業等農業参入推進事業の現状と推進状況について。

この問題についても、20日ぐらい前でしたか、イオンの岡田さんが大分市におみえになって、イオンも農業に参入したいと。全力で参入すると。しかし、農地法とかいろんな諸法があって入りづらい問題もあるんだ。大分県はこの事業を行っておりますし、豊後高田市もそれに基づいて事業を行っていると。その現状と推進状況についてお尋ねします。

先ほど篤海議員が農業の問題を質問しておりました。私も同じ部分が若干ありますけども、TPPでベトナムは30年後に関税を廃止すると言っている。そして、5年後には減反補助金がなくなると。そういう状況の中で、水田農業というのは大丈夫なのか。100町規模でやっているアメリカ、カナダの農業と競争ができるのか。それについて毎回かなり質問がしつこくなるように質問させていただいております。それはやはり豊後高田市の基幹農業は私は水田だと思っております。稲作だと思っております。稲作を守らなくて豊後高田市の農業はない、そういうふうに確信をして質問をしているわけです。そういうふうに考えるときに、先日、鹿児島に研修に行ってきました。その中で南日本新聞で、鹿児島は水田農業を守るために独自の施策をつくり、しっかり農業者を守る。世界規模の世界経済の中で米が戦えるため

に頑張るんだとやっておりました。

先日、1週間ほど東北に行きました。ブランド化された農地は、5月の中ごろですけど、全部植わってました。そういうところを見て帰ってきて、やはり豊後高田市の農家は農業の中で稲作が本当に大丈夫なのか心配になっております。

先日のゴールデンウィークに、昭和の町に北海道から、青森から、テレビの影響だったのかもしれないけれども、おみえになっておりました。大変な反響なんです。このくらい日本の中で注目を浴びるぐらいの施策を出して、シャッター通り、犬猫から昭和の町をつくった市長を初め、皆さんの力で何とか高田の農業を、稲作を守る、そういう考えになっていただきたいというお願いをしたいと思います。

市長が中心になって議会にも農業に造詣の深い議員もたくさんいます。農協にもいます。……の有識者はたくさんいます。そういう人たちの英知を集めて高田の農業、大分の農業を守る先駆けになるぐらいの考えを持って稲作農業を守っていただきたいということが、3番目に本市における農業振興の推進とその問題点ということでお尋ねをしております。

次は、教育問題についてであります。

この問題につきましては3月議会でやらせていただいております。私が今回聞いているのは、県がスクールカウンセラーを置くということになりました。その当時3月のときには、いじめの件数が22件、不登校が5件ありました。今までの取り組みでどのように解消し、どのようにいじめがなくなり、不登校が登校していただいて解消されたのか。

私は、いじめの家族の方から、不登校の家族の方から相談を受けました。本人も大変だけでも家族も大変なんです。それに教育長を初め教員の皆さんは真剣に取り組んでおられるということも承知しております。できましたら3月の議会でいじめ22件、不登校5件、スクールカウンセラーを入れて教育長を初め教員の方が真剣になって取り組んだ結果どういふふうな展開をしたのか、お尋ねをしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、土谷議員のいじめ、不登校等の問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、いじめの件数及び不登校児童生徒の状況でありますけれども、いじめの認知件数は平成25年度

では22件と申し上げましたけれども、その中で20件が完全な解消というふうに考えております。そして、現在、一定の解消の方向に進んでいるというのが2件ございます。

それから、不登校傾向の児童生徒の数でありますけれども、この不登校児童、この場合は特に精神的な、心、心理的なという、そういう問題によって学校に行けなくなる、年間30日以上という、そういう規定がありまして、そういう中で6名のうち4名が学校に復帰と。そして、現在2名が欠席日数は減少しておるけれども、完全に学校復帰にはなっていないというような状況であります。これはやっぱり教職員の日々のきめ細やかな取り組みというのがその改善の方向に向けさせた大きな要因だと、そういうように思っております。

これからも各小中学校におきまして、不登校児童生徒の未然防止、早期発見、早期対応に向け、そして、いじめ、不登校につきましても校長のリーダーシップのもとに実践力を高めて、そしてこれからもこの完全解決に向けて最大の努力をしていきたいと、そういうように思っておりますから、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野正春君） 環境課長、榎本久光君。

○環境課長（榎本久光君） 地球温暖化対策の推進についてお答えします。

地球温暖化につきましては、地球全体の環境に深刻な影響を与えます重大な問題であり、地球温暖化対策を着実に推進する必要があると考えております。

国は、京都議定書第1次約束期間であります2008年から2012年までの5年間で、温室効果ガスを1990年比で6%削減する目標を達成したとしております。今後、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくために、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの長期目標を掲げるとともに、2020年までに1990年比で25%の温室効果ガスの排出削減を目指す中期目標も掲げておりました。

しかし、2011年3月に東日本大震災により福島第1原発事故が発生しまして、原発稼働ゼロというかつてない事態を受け、温室効果ガスの増加が見込まれることから、2020年までに2005年比で3.8%削減するとの中期目標の見直しがなされたところでございます。

温室効果ガスを削減するには、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入はもとより社会のあらゆる分野において長期的な各種対策を実施してい

く必要がありますが、この対策は重要な問題であり、国において考えていただく必要があると認識しております。そこで、昨年、重点提言としまして、全国市長会で政府に働きかけてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 地域活力創造課長、藤重深雪君。

○地域活力創造課長（藤重深雪君） 議員ご質問の国東半島芸術祭についてお答えいたします。

国東半島芸術祭事業は、平成27年春に予定されております県立美術館の開館に向け、県民の文化、芸術に対する機運の醸成を図ることを主な目的といたしまして、平成23年度より大分県が中心となって進めている取り組みでございます。

これまでの本市での経過を申し上げます。

議員ご案内のとおり、平成24年6月に、本市、大分県、国東市、ツーリズムおおいでで構成されます国東半島芸術祭協議会を設立いたしまして、3カ年事業として、若者を中心に関心が高まっております現代アートの独創的な世界観を生かした作品の展示や芸術家の招聘を行うことといたしました。主な取り組みといたしまして、平成24年度は長崎鼻にオノヨーコ氏とチェ・ジョンファ氏の国東半島の石の文化からイメージした作品設置、平成25年度は、これまでの協議会から実行委員会へ組織改編し、並石ダム周辺に勅使川原三郎氏の作品を設置してまいりました。そして、3年間の集大成となる本年度は、10月4日から11月30日までの58日間におきまして国東半島芸術祭を開催いたします。

本市でのメインとなる作品といたしまして、真玉尾鷲地区の縫製工場跡でウルトラテクノロジスト集団チーム・ラボによる映像作品を展示することといたしております。チーム・ラボは、国内はもとより台湾で最も権威のある国立美術館におきまして、外国企業で初めての個展を開くなど、海外でも広く活躍しております。また、その作品はヨーロッパ最大のバーチャルリアルティ博覧会ラヴァルバーチャル2012で、建築、芸術、文化賞を受賞し、NHKやテレビコマercialなどでも多数使用されております。

代表の猪子寿之氏は、さまざまな分野を独創的な視点で読み解いて表現する才能に秀でているため、全国放送される番組での長期密着型取材を受けるなど各種メディアにも数多く取り上げられております。

チーム・ラボの選定につきましては、豊後高田市の地域性を重要視し、これまで受け継がれてきた古

い文化を大切にしながら、現代アートという新しい文化を取り入れることにより、豊後高田市の魅力がさらに高まる作品となるよう、事務局と総合ディレクターと協議を重ね、決定いたしました。

今回は鑑賞者の人影によって変化する豊後高田市の豊かな自然をイメージした美しい映像作品を制作していただくことになっております。世界的に注目を集めていますチーム・ラボの新作ですので、国内外から多くのファンにお越しいただけることが予想される上に、子供から高齢者まで幅広い市民の皆様に参加、体験していただきながら、作品を楽しんでいただけるものと期待しております。

この尾鷲地区での作品展示のほかにも並石ダム周辺での勅使川原氏によるダンスパフォーマンス、香々地庁舎での製作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスや作品展覧会、昭和の町展示館などでの写真展、中央公民館でのアーティストトークショー、作品鑑賞と名所をめぐるバスツアーなど、多彩な事業を展開することとなっております。

現在、10月4日のオープンに向け、事務局において委託先のNPO法人別府プロジェクトとともに準備を進めております。

また、事務局では、今回の取り組みを一人でも多くの方にご理解いただけるよう、5月9日の市民説明会に加えまして、ご要望があった団体などへ出向いての説明、観光施設や公共機関へのチラシやポスターの掲示など、広く市民の皆様への周知に努めているところでございます。

市といたしましても、市報やケーブルテレビでのお知らせはもとより、全自治会を対象に行っております出張市役所の中でチーム・ラボの説明とともに会期中、地域で行う来訪者へのおもてなし活動や芸術文化活動を支援する応援プロジェクト、芸術祭の運営などのお手伝いをいただくボランティアスタッフ募集の周知を行い、市民の皆様にも、今回の芸術祭を一緒に盛り上げていただくお願いをしているところでございます。

今後におきましても、市民の皆様にも質の高い芸術文化に触れていただきながら、本市におけるさらなる文化の振興と地域の活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（河野正春君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 大雨災害のご質問のうち災害危険箇所の状況と予防対策についてお答えを

いたします。

本市の災害危険箇所につきましては、県と連携いたしまして危険箇所の把握を行い、予防対策に努めているところでございます。

その一環といたしまして、去る5月30日、大雨、台風等の自然災害の多発期に備えまして、自衛隊、警察署、大分県、消防団などの関係機関とともに防災パトロールを実施したところでございます。防災パトロールにおける危険箇所につきましては、老朽ため池の決壊や河川の氾濫、高潮による被害のおそれがある水害危険箇所が7カ所、急傾斜地の崩壊や土石流発生のおそれがある土砂災害危険箇所が7カ所の計14カ所がございまして、それぞれの箇所過去の災害発生の有無や将来的な発生の確率、家屋等に被害が及ぶ危険性などを考慮いたしまして、AからCのランクづけをしておるところでございます。そして、対策工事とその対応の進捗状況によりまして、検討会議の中で危険度ランクの見直しをしております。

今回も現地パトロール後、検討会議を行いまして、危険箇所ごとの現状、災害発生時における情報伝達の手段、避難勧告等の判断基準、避難場所等を把握し、危険度ランクについての検討を行いました。その結果、ため池1カ所について対策工事を完了したことにより、危険箇所から削除したところでございます。残りの13カ所につきましても、県等と連携して、早期の危険解消を図ってまいりたいと思っておりますが、当面は地元自治委員などを通じまして、早目の自主避難を促すなど早期避難の重要性について住民の皆様にも周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

そのためにも、昨年からの取り組みであります自治会単位での防災研修会を本年度も実施をいたしております。来年度までの3カ年で全ての自治会に避難場所、それから避難路、こういったものを記載しました防災マップを作成し、そして配布を行いまして、避難態勢の確立を図ってまいりたいというふうに考えております。ぜひとも自治会ごとに積極的なご協力をお願いしたいと思っております。

以上であります。

○議長（河野正春君） 農地整備課長、都甲賢治君。

○農地整備課長（都甲賢治君） 大雨災害のうち災害が予想される危険な老朽ため池の予防についてお答えします。

市内にはため池台帳に掲載されている農業用ため

池が152カ所あります。こうした農業用のため池は、地元の受益者で構成する水利組合などで管理しています。農業用ため池につきましては、農耕地の用水確保と地域の防災面からも重要な役割を担っている施設であります。市では、県の北部振興局や大分県土地改良事業団体連合会と協力して、地元水利組合などと現地確認などを行いながら、農業用ため池ごとに適切な対策を協議して情報を共有しているところでもあります。

また、梅雨時期の前には、市内の全ての農業用ため池管理者に対しまして、増水が予想される場合には、ため池の水位を下げるなどの災害の未然防止管理のお願いを通知するとともに、大雨に関する警戒などに合わせて警戒巡視を繰り返し実施しているところでございます。

老朽化した農業用ため池の改修につきましては、県営事業で実施しているところでもあります。ため池の改修事業には事前の調査、測量設計などから、改修工事の完了まで多くの時間と経費が必要であります。ため池の改修事業を実施する場合は、地元の要望を受けて同意が得られたところから計画的に取り組んでいるところでございます。

記録にあります昭和30年代から現在に至るまでに改修した農業用ため池は、旧真玉町と旧香々地町の分を含めて39カ所です。ここ最近では年間2カ所から5カ所の改修事業を実施しています。現在、地元の要請を受けて、危険ため池認定のための調査を行っているため池が2カ所あります。特に今年度より危険ため池の改修については市の負担は多くなりましたが、地元の受益者負担金を1%に軽減して全面的な改修を推進しているところであります。

次に、排水機場と樋門、防潮堤の現状と管理についてお答えします。

樋門につきましては水利組合などが管理するものがありまして、全体の把握はできていませんが、市が管理する樋門は34カ所、排水機場は海岸沿いに10カ所、防潮堤は3カ所あります。それぞれの施設の管理については、排水機場に31名、樋門に55名、防潮堤には5名を選定して管理を委嘱している状況であります。

管理指導と管理の内容の確認につきましては、豊後高田市排水施設管理規則に従って適切に実施しています。さらに特殊な操作などが必要な場合を考慮して、専門技術者による指導研修会を実施するとともに、各排水機場や樋門の管理者とは現地の管理状

況を随時点検、確認しながら協力して取り組んでいるところであります。

特に大雨などで海拔が低く浸水するおそれのある場所にある排水機場や樋門でありますので、台風のとときや大雨が予想されるときには警戒態勢を強化して対処しているところであります。今後も地元受益者や県などの関係機関と協議し、ため池を初めとする農業用水利施設の適正な管理を推進しながら、農耕地の用水確保と増水時の防災対策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（河野正春君） 保険年金課長、飯沼憲一君。

○保険年金課長（飯沼憲一君） 市町村介護予防強化推進事業についてお答えいたします。

今年度、大分県が実施する市町村介護予防強化推進事業の介護予防拠点支援事業と介護予防体操普及推進事業につきまして、本市では他市に先駆け、昨年度から県の補助を受けていち早く実施してきたところでございます。介護予防拠点支援事業は、デイサービスセンター真寿苑で実施してまいりました元気アップ教室というものでございます。この教室は先進的な介護予防を実践されております作業療法士の先生をお招きし、高齢者の自立を阻害している問題の解決に向けた身体機能の向上に特化した運動を推進してまいりました。県下市町村で初の試みでありましたので、大分県と共同で改良を加えながら1年間実施し、その完成度を高めてまいりました。90歳以上の方も改善し、つえが不要になった方もいるなど、運動機能向上に非常に効果的であると確認できたため、大分県が県下に広めるために、本豊後高田市の元気アップ教室をモデルとしてつくった事業であるというふうにお聞きいたしております。

本市におきましても、元気アップ教室で学んだことを参考に、今年度よりほかの介護予防教室に対しましても自立指向性を強化したサービスの提供に向け、運動回数の増加や内容の見直しを行ったところでございます。運動機能の向上にはバランスのとれた栄養と口腔ケアが必要なため、今年度より従来の教室を発展させ、大分県栄養士会様と大分県歯科衛生士会様のご協力により、複合型予防教室というものを実施することといたしました。このような取り組みは認知症予防にも効果があるというふう聞いておりますので、今年度からは認知の機能に関する評価も行い、今後の事業の参考にしたいというふうにしております。

また、介護予防体操普及推進事業は、大分県が開発した介護予防体操でございます、めじろん元気アップ体操というものを活用して、誰もが参加できる通いの場の充実を目的としたものでございます。

介護予防教室でも、サロンでも同じ運動を行うことで、教室の卒業者が元気な高齢者と一緒に住みなれた地域で継続することができることとなると、そういったことを期待しております。この事業につきましても、平成26年2月に県に働きかけ、本市の指導者養成研修を開催していただきました。市内の運動推進員、健康推進員、サロン関係者、2次予防事業所の方などに参加いただき、研修終了後すぐに2次予防教室やサロンでの実施をお願いしてきたところでございます。

現在、2次予防事業所の5カ所全てで導入していただいております、サロンにつきましては、58カ所のうち約半分で実施していただいているというふうに聞いております。このように昨年度から自立支援を強化する取り組みを実施しているところではございますが、まだまだ浸透には至っていないというのが実情でございます。浸透にはかなりの期間を要するものと考えておりますので、今後も引き続き自立指向性の高いサービスの普及啓発を行うとともに、市民の皆様が地域でサロンなどをつくり、継続して運動していただけるよう粘り強く推進していきたいというふうに考えております。

○議長（河野正春君） 農林振興課長、大力雅昭君。

○農林振興課長（大力雅昭君） 土谷議員の農業問題についてのご質問のうち、最初に集落営農経営強化対策事業の現状と進捗状況についてお答えいたします。

本事業は、集落営農における大型機械や畦畔管理のための省力化機械の導入及び中山間地域におけるモデル組織への支援対策となっております。本市の取り組み状況でございますが、昨年度は新設された2法人が本事業を活用し、大型機械を導入し、本年度は中山間地域モデル法人として草地地区の農事組合法人グリーンファーム畑が選定され、現在、経営の多角化や人材の確保、育成等、足腰の強い形態となるよう、県と一体となって事業に取り組んでいるところであります。

また、中山間地域の水田における主要作業の一つである畦畔管理については、農業従事者が高齢化する中で、草刈り作業は年々困難な状況になりつつあります。そこで、畦畔管理省力化機械整備事業を活

用し、畦畔に雑草の抑制効果があるセンチピードグラスを吹きつけ、畦畔緑化を行う吹きつけ播種機の導入を計画しているところでございます。

次に、企業等農業参入推進事業の現状と進捗状況についてお答えします。

現在、市内では5社の農業生産法人が他産業から企業参入を行っています。本事業は県内外の異業種からの農業参入を行う法人等を対象に、農地の条件整備や営農設備等の初期投資に要する負担軽減を支援する県の制度ではありますが、現時点において本市における本事業の実績及び計画はございません。今後、窓口であります県からの情報提供や具体的な案件につきましては、必要な用地の確保や遊休施設等の活用について十分な調査研究を行った上で、本事業の活用も検討してまいりたいと考えております。

次に、水田農業における米政策の現状と推進方針についてのご質問にお答えいたします。

本市の主食用水稲の作付面積は約1,021ヘクタールで、全体の36%を集落営農法人や認定農業者などの中核農家が担っています。しかし、今後、高齢化等により作付が困難になることが予測されています。議員ご指摘のとおり、平成30年より米の作付が生産者判断により自由化された場合、米価が大幅に下落することが予測され、課題を解決するには、これから先、低コスト化やブランド化、そしてニーズに対応した栽培の検討が必要と考えています。

まず、低コスト化についてですが、これには効率的な作業が不可欠であり、なるべく農地が団地化されることが必要ですので、本年度より始まります農地中間管理機構を活用し、農地の最適化を図りたいと考えています。

次に、ブランド化についてですが、昨年5月30日に国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定され、先行して干ししいたけとシチトウイの2品目に対し認証制度ができました。ことしの秋には米にも認証制度が確立される予定ですので、認証に向けた試験栽培を本年度実施することとしております。

最後に、消費者ニーズに対応した栽培の検討についてですが、本市の水田は山間部の丘陵地から海岸部の平たん地まで広がっており、気象条件や土壌条件等が異なります。また、近年の異常気象により、本市の主力品種でありますヒノヒカリの品質低下が懸念されています。このため今後の対策といたしまして、品種選定はもちろん田植え時期の肥料設計など、栽培技術に関係機関で協議し、地域の実情に合っ

た生産振興を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（河野正春君） 土谷 力君。

○10番（土谷 力君） 温暖化につきましては、昨年、全国市長会に出していただいたということで、たいへんありがとうございます。

国東半島の芸術祭につきまして、今後のスケジュールについては、先ほどからお聞きしますと大変立派な方が出演されるようなので、ぜひこれを成功させていきたいと思っております。

それで一つは、国東半島の仏教文化の中にそごうようなアートであってほしいなというのは、一つ提言してお願いをしておきたいと思っております。峯入りの中に裸体のあれは少しきついかなと私自身は思っております。しかし、それは国東市の問題なんだろうし、高田市の問題ではないんでしょうけども、機会があれば市長の力で、この事業が終われば撤去していただいたほうがいいかなと思っておりますけども、相手のあることなんで、希望だけ述べておきます。

それから、大型災害なんですけども、ため池の改修についてお尋ねしたいんです。

老朽ため池で危険性があると認定された場合には、地元負担が1%になったということで大変喜んでいたんですけども、実は先日、上黒土のほうにお話に行ったら、山の中にたくさんあるよと。ため池はあるけれども、もう田んぼをつくってないからそのままなんだということで、1%も出せないような状況があるのではなからうかなと思うんですが、それで危険なため池の場合には、高田市民全体のことを考えて、高田市で助成してでもため池の改修をし、また、ため池そのものは世界農業遺産の一つのテーマになっていますので、ため池を守っていくということ、それから水害から守るということ、それから、やはり温暖化からも守れるんじゃないかなという気もしますので、1%の地元負担が出せないところはどのくらいあるのか、それに対して市としてどういうふうに考えているのか、これを再質問でお尋ねします。

福祉問題なんですけども、先進地的な役割を果たして、大変ありがたいと思っております。今後ともやはり大分県の中で先駆けて福祉問題については、介護予防強化推進事業についてはやっていただきたいと思っております。

これは恐らく2年ぐらい前でしたかね、山田議員

が議会でお尋ねした平均寿命と健康寿命の関係だと思っております。やっぱり健康寿命を延ばしていったら、大分の市長じゃないけども、土谷さん、ピンピンコロリといこうよと。同じ年代なんで、ピンピンしていてコロッと死のうという話もあったぐらいですから、健康で死ぬまでにお医者さんにかかる時間を少なくし、しっかり生きていくということが介護予防の事業の主たる目的ではなからうかなと思っておりますので、この点も十分に考えていただきたいし、食の問題についても栄養士さんを入れて、しっかり60歳以上の方の食事の問題について、栄養のとり方について勉強していくという話を聞きましたので、これはこのままでいきたいと思っております。

農業問題なんですけども、難しいテーマだったんで、課長の範疇では難しかったのかなと思っております。

幾ら集約して10町、20町、100町しても、やはりアメリカとカナダの農業生産の圃場からいって、米の生産量からいって勝ちっこないです、競争はね。しかし、今、中国の富裕層に東北の人たちはどんどん高い米を出しているんですよ。だから、中国の富裕層3割って言われている人たちは、安全なおいしい米はどんどん買うって言っているわけですね。

同僚議員の鴛海議員がヒノヒカリがいい。私は銘柄の特定はよくわかりませんが、やはり世界で競争できるだけの銘柄にし、そして産地化していくということ、そういう考え方をするには、やはり全市を挙げてやらなきゃいけないんじゃないかなと私は思っておりますし、大分県全体でやるのか、豊後高田市でやるのか別にして、どっちにしても米は豊後高田市の農業の中心だと私は思っておりますので、お答えができれば、今後どういうふうなグローバルな米の経済の中で高田市が生き残れるのかどうか。先ほどおっしゃっていた施策で生き残ることができるのか、生き残るためにはどういうふうにするのか、それをお聞かせいただければ大変ありがたいと思っております。

それから、教育問題なんですけども、やはり不登校の方が2名残っているし、いじめの方も完全に解消してないと。しかし、先日、田染小学校にお伺いしたときにお話をお伺いしましたら、職員の方は全員挙げてケース検討会まで設けて対応しているんだという話を聞きましたので、ぜひ、この問題は壊滅するまで頑張っていただきたいし、先日、佐伯市のNPO法人が、いじめの予兆が出たときには、こう

いう予兆のときには予防しましょうということを県教委に提言しておりました。県教委の回答は、やはり一人一人のケースケースでいじめは違うんだから、ケースケースについて教育行政としては真剣に取り組みたいというふうに話しておりましたけども、やはりいじめ、不登校は、その生徒を持った家族は大変悲惨なんで、その点を十分に考えてこれに取り組んでいただきたいと思います。これは要望にしておきます。

(発言する者あり)

○議長(河野正春君) 農地整備課長、都甲賢治君。

○農地整備課長(都甲賢治君) 土谷議員の再質問にお答えします。

まず、危険ため池についてでございますけども、危険ため池がどれくらいあるかという質問でございますけども、先ほど答弁で申し上げましたように、危険ため池の認定は県が数カ月かけて行うものでありまして、今現在、市内にどれくらいの危険ため池があるかというのは把握しておりません。

次に、危険ため池の改修は1%地元負担になりました。市の負担が14%、4%ほどふえております。この1%も負担が大変だから市のほうでというご意見でございますけども、基本的に水利組合のほうで管理しているところをお願いしたいと考えております。

それから、山間部の使わなくなった、いわゆるもう用途としては必要ないような池があると。この分につきましては、過去にも地元が自力でやる中で、市の単独で助成する中で撤去したことがあります。今年度も1カ所既に計画が上がっておりまして、撤去する方向で事業は進めております。

撤去と申しまして、きれいに更地にするようなんでなくて、水がたまらないように土手を削って、要するに水がため池の機能を維持しないような形にするということもありますので、その点、場所場所ですら検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長(河野正春君) 農林振興課長、大力雅昭君。

○農林振興課長(大力雅昭君) 土谷議員の再質問にお答えをいたします。

水田農業の将来を見据えた話し合いの場とか、そういう協議会とかのお話だろうと思っておりますけども、今後については必要になってくるかとは思いますが、現時点では、今、市のほうが集中的に推進をしてお

ります地域におりた人・農地プランの作成、またこの段階で各農家の方々の意見をまずは聞いて、その後、今後の国の制度、5年先までの制度が変わると思いますけども、関係機関とも協力をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 10番、土谷 力君。

○10番(土谷 力君) 終わります。

○議長(河野正春君) 10分間休憩をいたします。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長(河野正春君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。

私たち議員の任期は4年間で、残りわずか9カ月になりました。きょうを含めて、あと9月と12月しか質問ができません。

私は、議会の役割というのは、市民の声をよく聞いて、どれだけ市政に市民の声を反映させ、市民の願いの実現のために議員も大いに発言をして頑張るか。もう一つは、市民の納めた税金を無駄に使わない。本当に市民のために有効に使うために行財政をどうやってチェックするか、この役割があると思うんです。

よって、こういう質問は年に4回の定例会しかできませんので、毎回約3日間、今回は4日間出しましたけども、私は宣伝カーを出して、取り上げてほしい案件があるならばいつでも使ってくれという宣伝をしてきました。毎回、多くの方々から貴重なご意見をいただいております。きのうも議論をしましたが、きょうも1時間の時間の限り議論をしたいと思っております。

きょうもじっと聞いておりましたけれども、やはり答弁が、原稿を読み上げて説明が長過ぎるんですよ。これも聞いている人たちは非常にわかりにくいと思うんです。私も、今回、大きく分けて9項目の質問をします。どれも大事な問題なんです。よって、これまでのきょう答弁した内容というのは重複することのないように、聞かれた部分だけ端的に答えてもらいたいと思うんです。短いのは何秒で済むような質問もありますからね。

第1は、今、多くの市民の皆さんが大変不安を感

じている。また、戦争の道に逆戻りするんじゃないかという集団的自衛権の問題についてです。

きょうの新聞にも、閣議でこういうことを決めようという骨組みが紹介されておりますけれども、安倍政権が進めようとしている集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の変更ですね、閣議決定を何が何でもやろうとしていますけれども、この集団的自衛権というのは、決して日本の国を守るとか国民の命を守るとかいうことじゃないんです。あのアフガニスタン戦争やイラク戦争のような戦争をアメリカが起こした場合に、自衛隊が戦闘地域まで出向いて、いわゆる武力支援をするということなんですよ。

簡単に言うならば、日本が攻められたからじゃなくて、アメリカの起こした戦争に自衛隊が出動させられて、日本の青年が血を流すこと、大変な問題ではありませんか。

自衛隊が創設されて60年になりました。この間、ただの一人も外国人を殺したことはありません。ただの一人も自衛隊は戦死者を出しておりません。これは憲法9条があったからなんです。だから、歴代の自民党政権も、集団的自衛権の行使というのは憲法9条がある限りできないという憲法解釈をしてきました。それが今度の安倍政権は突如として180度この憲法容認、解釈を覆してしまって、戦争をする国に変えるというんです。これだけ全国で国民の批判の声があり、不安の声があるけれども、耳を貸さない。国会でもまともに議論をしない。ただ与党協議ということで公明党との密室協議を続けて、一内閣の判断だけで、閣議決定で憲法そのものを壊すような憲法の解釈を変える、こんなことは断じて許されない。まさにクーデターと言えるような憲法破壊の暴挙なんです。市長は、この安倍首相のやり方、憲法の解釈を閣議決定で変えるという、これは異常と思いませんか。

9条を守れ、立憲主義を守れと、この市民の声を政府関係機関に伝えて、軍国主義復活を食いとめてもらいたい。安倍政権の暴走を食いとめてもらいたいと思いますが、市長、どうでしょうか。

次が、企業誘致の問題についてであります。

最近ここ2年間ぐらいは、市長は同じ答弁をずっとしているんですけども、企業が18社、あるいは19社張りついて、2,000人ぐらいの就労があつて云々ですね。でも、あれだけ莫大な経費を費やして市民に大いに夢を持たしてつくられた中核工業団地、今、行っ

て見てくださいよ。まだまだ膨大な空き地なんです。企業が買い占めているところでも相当あいていますけれども、まだ全然手のついてない土地が5区画ありますわね。この5区画にそれぞれ市長が願っているような企業が張りつくならば、それは市の財政上でも大変有利。しかも市長が人口3万人にふやしていこうという、これにも大きく貢献します。

働く人たちがふえて賃金もふえれば、それは市内の中小企業さんに対する経済的影響力もものすごく大きいものがあると思うんですよ。だから、これまでどうしてきたかということはもう答弁一切要らない。この残っている5区画に対して今後どういう企業誘致の努力をしていくのか、その努力の姿勢。実るかどうか結果はまだわかりませんが、やってみるしか。こういう形で努力をしたいんだと。せめてここまでいきたいんだと、市長で言うならば、あと2年9カ月任期があります。せめて2年9カ月の間には、あと5区画は埋め尽くすんだという決意を市民の前に明らかにしていただきたいと思うんです。

次は、労働者は約2,000人働いているということでもありますけれども、賃金の問題なんです。全国的にも大企業はぼろもうけをして、内部留保をふやすばかり。この1年間だけでも23兆円の内部留保をふやして、今では290兆円になっているんですよ。しかし、中小業者で働く労働者の賃金はなかなか上がらないんです。だから、全国的には安倍首相が経済界に向けて賃金を上げろとね。賃金を上げることが経済対策になるということで働きもしましたよ。市長も誘致企業に対しては何とかして賃金を上げろと、市長としても政治力を発揮していただきたいと思いますが、その点、どうでしょうか。

次は、定住対策についてであります。

今も述べましたように、中核工業団地を中心に企業誘致のおかげで約2,000人が働いて、この中には半数以上が市外から通ってきている。中核団地は若い人が相当おって、結婚適齢期を迎えているから、この人たちに今、結婚してもらって高田に住んでもらえば人口がふえると。子供を産んでもらえばまたふえると。こんな3万人に近づけるいい道はないんですよ。これは誰もわかっていることなんです。しかし、これはあくまでも個人の権利がありますから、綱をつけて引っ張ってくるわけにいかないんですよ、自覚の問題ですからね。

しかし、幾ら声を上げるだけじゃだめなのよ。具体的な取り組みをしないとこれはできないと思うん

ですけれども、実態調査が進んでいると思いますけれども、本当に今まで見たら、高田の定住対策に実ることができる可能性のある人たちね、2,000人と言うけれども、何とかこういう努力をしていけばこれぐらいのことは結婚もできるし、あるいは結婚をしておる人だって、高田で働いておる人は高田に住んでもらえるという、どういう目標を分析されているのか、現状分析の問題。

それに向けて大先輩の駕海議員が、市長も職員も挙げて、議員も挙げてやれと言うからね、その点で私たちもできることを応援しますよ。一緒になって頑張りたいと思うんですよ。しかし、佐々木県議が最近ある会合で、市長は出席してなかったようですが、市長が3万人にするというのは県議も賛成だけでも、できんのじゃねえかと。やっぱり働く場所がないと。中核工業団地に企業誘致せないかんとね。市長だけの力ではなかなか進まないじゃないかと、かなり批判的な意見を述べたようなんですよ。市長はここで発奮して、おれはもと商工労働観光部長をしておったんやから、おれの力でやるぞというぐらい頑張ってるね、2年9カ月間で5社埋めてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。その人たちがまたふえる。その人たちを全部高田になるべく多く住んでもらうためにどうするかということで市長の見解を求めたいと思います。

次が、定住対策の目玉であります2つの団地ですね、ほぼ完成しようとしていますけれども、犬田については18区画が全部完売したと。しかし、残念ながら、市外からの方は3世帯だけのようですね。それから、城台団地は66区画のうち、市長の12日の提案理由説明の中では30区画売れて、あと36区画残っているというように報告しましたね。議員に資料が配られておりますけれども、見てわかるように、議員に配られたのは28区画売れたというふうに書いてあるんですね。予約できたと。そうすると36じゃなくて38区画まだ残っているんじゃないかという私の理解になるんですよ。ここら辺がなぜ数字が違うのか。

要は、数字が違うことを問題にしているんじゃないんです。トリックで何か進んでいると言うんじゃないで、一番大事なことは、とにかく売ればいいというのが評価じゃないんですよ、我々の評価は。我々議会としてチェックするのは、あれだけの膨大なお金をつぎ込んでいるんだから、誰があそこの分譲団地に住んでもらうかが大事な点でしょう。誰がね。そうでしょう。だから、ただ売ればいいんじゃない

んですよ。

基本的に一番いいのは、市外の人がね、若い人も安くても買える団地なんだから、ただ、現金がなくとも買える団地なんだからと宣伝する以上は、何とか市外の人たち、高田で働く人たちに住んでもらうのが一番でしょう。市長、笑い事じゃないですよ。市長、おかしいことですか、それは。ここの努力の跡が見られないんですよ。

だから、答弁としてはね、そうでしょう、城台団地だって市外の方はわずか4軒しかない。合わせて7軒しかないんですよ。これでは人口を大方維持できても増加にはつながっていかないんですよ。よそにないような団地をつくったと、莫大な経費をかけて宣伝広告出しておりますけれども、それならば市外の方をもっと誘致できるように、それは市長も職員も我々議員も努力せないかんとするんですよ。

だから、答弁としてはね、今後、残っている三十何区画に対して何とか市外の人たちに高田に家を建ててもらおうと。そのためにこういう努力をすることのみ答弁してください。これは市長の政治姿勢にかかわる問題ですので、お願いします。

次は、定住対策の周辺地域の問題なんです。

去年の3月議会で問題にしましたように、高田の場合は、住みたい田舎ランキング全国一になったということで、市長は鼻高く語っておいりましたけれども、実際に周辺部の皆さんが本当に全国一住みやすいような田舎でないよと。どんどん空き家がふえているじゃないかと。お年寄りだけになっているじゃないかと。ふえるのはサルやイノシシやシカじゃないかという声で、市長は市長選挙があるんだから、市長選挙の中では周辺部に対してこういう対策をとっていくというぐらい打ち出したらどうかと私は述べましたね。

そしたら市長は何と答えたか。今度は地域活力創造課をつくと。今、議案を出しているでしょうが。ここで地域の実態を調査して、周辺部に住んでいてよかった、そういう周辺部に進んでいくんだという趣旨のことを語りまして、選挙後の去年の6月議会に予算をつけました、約900万円ね。そして、周辺部の実態調査をしよう。これは市内全体の中で、高田小学校区、桂陽小学校区以外の約5,600世帯全戸にアンケート調査をしたんですね。どういうことに今、困っているんでしょうかと、どういうことを周辺部の対策として望んでいますかという調査をしましたわね。

6月19日

これは約900万円かけていますから、その報告書もできておりますので、それを当然、市長は分析をされて、よし、もういよいよ最後の任期だから頑張ろうということで、市長のお住まいの東都甲を含めてね、香々地から都甲から草地、呉崎、田染、河内というように、周辺部に対して今後どういう取り組みを市長の口から、これまでどういうことをやってきたかというのは要りません。今後、実態調査に基づいてこういうことをやりたいんだと、その部分だけ答えてください。

次は、芸術祭の問題ですね。

土谷議員から進捗状況について長い答弁がありました。これはもう要りません。私もことしの予算委員会で質問しまして、副市長からる答弁をいただいております。

私がきょう聞きたいのは、端的にこの総事業費は3億2,000万円という事業ですね。こういう文化関係の事業で豊後高田が3億2,000万円というような事業に携わるのは初めてですね。その説明会が初めて先日、中央公民館であったんですよ。集まりはびっくりするぐらい少なかった。大ホールでやるんかと思ったら、行ってみたら小さな部屋でしたけど。参加者も少なかったですね、一般の市民は。

しかし、大分合同新聞にも紹介されましたように、参加者が少ない割にやっぱり積極的な意見が出されて、私も高田の市民はすばらしいなと思いました。あの有名な永岡恵一郎さんまでもが堂々とマイクを握って発言をしましたが、現代アートでこういう芸術祭をやるというけれども、国東半島というのは六郷満山文化独特の文化を育てている地域なんだと。これに現代アートはなじまないという批判的な声がありました。特に永岡さんは、長い経験の中で、この国東半島と宇佐神宮関係を世界遺産に何とかして認定してもらおうという努力をされている方ですね。だから、3億円を超えるような経費をかけてやっても、国東半島宇佐地域が世界遺産につながっていくかということで危惧していると思うんですよ。現代アートというのはなじまないという意見がありましたわね。

よって、私が聞きたいのは、あの中で市長は参加しておりませんが、副市長はおりましたんで、あの意見を聞いて、やはり今後まだ最終的には10月から11月に芸術祭があるんですけども、これに向けてどうのように市民参加で取り組んでいくか、どうのように市民にとってメリットがある事業効

果を上げるようにしていこうかという考えはあると思うんですけども、その考えだけ述べてください。もう経過なんかは要りません。事業効果ということで、こう上げていきたいということだけ簡単でいいですから、その辺を述べてください。

次は、功労者表彰のことについてです。

毎年、高田では、4月29日に市の功労者の表彰式が行われております、よそでは文化の日ですけどね。ことしも私、参加しましたら、ふるさと納税者が表彰されましたね。それで、資料を要求しましたら、ふるさと納税が始まりましてことしで7年目に入りまして、まだ4月と5月、6年と2カ月間で延べにしまして213件で1,311万3,000円の納税をされておるとのことですね。大口では1口100万円が1人、1口50万円が7人のようですね。平均しましたら1口当たり6万1,000円になるんですよ。よって、市の功労者表彰という基準は、ふつう私財寄附で50万円とか100万円とか言われたんですけども、納税寄附の場合は累計でいくのか、今回も一発で100万円の人もありますけれども、それ以上の人はないんですよ。1,000万円か2,000万円の人はあると思ったけど、ないです。どれだけの基準で表彰されるのか、市民の前に明らかにしてください。これは全国にアピールしたほうがいいと思いますよ。

それから、今度は表彰式の問題で、ある東京在住の方で、ふるさと納税をされておる方が表彰を受けたんですよ。この方が被表彰者を代表して謝辞を述べました。あれは私だけでないと思うんですよ、聞いている方が。謝辞という内容ではなくて、高齢者ですから許してあげてもいいんですけど、あれだけ自慢話ですよ。来賓席に向かって、あるいは観客に向かって立ちなさい、おれがこう言うたから県知事にこう言いなさいというようなね、おれを使えば何でもできると、こんな挨拶ね、私も長年議員をしております、ずっと前から文化の日の表彰式なんかは出席しておりますけど、こんな謝辞を聞いたのは初めてでした。もう異常ですわね。

私は、お年寄りだからと甘く見てあげても、問題はその人を問題というよりは、主催者がそのことをとめ切れなかったということなんです。とめてもとまらないことがあっても、やっぱり紙切れを出して、あんまりじゃないかと。何十分やったんですか、あれ。謝辞なんていうのはもう最長長くても3分以内でしょう。あれを異常と感じなかつたらおかしいと思いますよ。市長、どう思いましたか。今後の教

訓にして、こういうことのないように。

やっぱり議員も長い人もおるんだから、議員も随分表彰されたのに、議員でもいいじゃないですか。もう簡単な一般論しか挨拶できないでしょう。形式的なことでしょう。あんな挨拶なんか聞いたことないですよ。そういうように運営を変えてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

次は、温泉の使用料についてです。

きのうは露天風呂の問題で議論しましたが、きょうは、身体障がい者、心身障がい者の利用料についてです。

ある方から、ぜひ議会で議論してくれというファックスが来ました。それは障がい者において、なかなかやっぱり少ないですよ、収入がね。だから、もっともとお風呂に行きたいんだけど、1回300円だから、なかなか行けないんだと。高齢者、70歳以上は今、200円なんです。せめて200円にしてもらえないかということですね、私、ちょっと調べてみました。別府の場合、市営温泉が随分ありますけど、どの市営温泉でも普通500円が入るところは、障がい者は無料です。1年間180日間は、どの温泉でも無料ですね。高齢者、70歳以上ももちろん無料です。大変喜ばれております。

私は無料に今しろとは言いません。高齢者が200円ですから、せめて200円に直ちに变えることはできないのか、市長の見解を求めます。

あと、普通財産管理の問題なんですけど、田染の間戸地区に青少年旅行村のキャンプ村がありましたけど、なかなか利用者が少なくなったもんですから、平成7年に休村しまして、合併した時点で廃村にしましたわね。だから、その時点で普通財産に切りかわりましたので、その財産管理をどうするかというのは市長はよく考えて、後、問題の起こらないようにすべきだと思うんですけども、やっぱり従来の方式を使っておって、地元の方が草刈りをすると、8万5,000円もらおうと。しかし、我々は高齢化してできないということで、もうそんなお金は要らんと。市でやってくれというのを市でやらなくて特定の人に8万5,000円を出して、特定の方が市のシルバーに依頼してやると。シルバーに特定の人が依頼してやるなんというのを市が謝礼金として8万5,000円を出すというのは、財政上も事務手続上も問題でしょう。これは市長、反省材料じゃないですか。昭和の町に目がいつて、そういうところには全然目がいかんからこういうことになっておるんでね、やっぱり財政上問

題のない事務手続をせんといかんと思いますが、その辺、地元の方から突き上げを受けて今年度から変えようとしておるんだけど、市長、どう認識をしておりますか。

今後については、やはり普通財産として、市の責任であそこがイノシシやシカの巣になって荒れ放題になるんじゃないかと何とか管理をする、あるいは今後の有効活用なども考えるべきだと思いますけども、市長の見解を求めます。

後、就学援助についてであります。

国の法律で小中学校義務教育において、経済的困難でなかなか小学校にも中学校にも行けない方々があつては悪いので、それは市町村の事業で文房具についても給食代についても修学旅行費等々についても全部公費で賄ってあげましょうという制度がありますわね。

私も何回も議会で取り上げましたが、現在では小学生で158人、中学生で74人がこの就学援助を受けておられます。児童生徒数の16%に当たるようであります。ここまで上がってきましたね。大方全国水準までいっておりますが、問題は、全国調査をしてみましたら、ことしの4月から消費税が8%に上がりましたが、事務局がうっかりしておって、8%分を予算化してないために、もういい、いい、このままいくということで、今までの単価で出しているところがあるんですが、全国で約1割ありますね。高田は聞いてみたけれども、まだそこまではいってないようなんです。何とか実害のないように本年度分からは8%上がったから、給食代は抑えましたからね、今までどおりでいいんだけど、あとの文具費や修学旅行費などは、当然、8%に伴って国は2.8%上げよとなっておりますから、国の通達どおりにやってもらいたいと思いますが、それでいいでしょうか。

最後に、異常気象対策のエアコン設置の問題です。

私は、長年、実現できるまでやるよということで、何で同じことを言うかと議員からもありましたけど、余りにも異常気象で私たちも大変ですけども、小中学生はなお大変なんです。

高校に行ったらエアコンが設置されておる。保育園、幼稚園はされておると。学校の中でも職員室と校長室や保健室はされておるけれども、肝心な一番勉強する部屋にないというのが異常でしょう。家庭の中でもある。皆さんの職場の中でもあるのに、これで教育のまちと言えますかという議論をしてきましたね。しかし、設置するのに莫大な費用がかかる。

6月19日

維持管理に莫大な費用がかかるから、今、考えてないと言ったんですよね。

きょうは、何とか来年度に向けて検討を進めているとあったんですけど、私は福岡の例も話しましたね。福岡でも教育委員会ではね、教育委員会が半分に分かれたんですよ、やるがいいか、やらんがいいか。しかし、高田の倉田市長のお孫さんが今、市長になっていますね。高島宗一郎さんですかね。あの方が教育委員会に対して、そんなことないって。この異常気象の中で子供たちを守るのは政治の仕事やないかということ、あの福岡で予算を組んだんですよ。4年間でやろうとしたんだけど、共産党の議員が、4年間じゃおかしい、もっと急げということだったら、教育委員会も今、検討し直して、もっと早くやろうということになったようですね。

日田に聞きましたけど、日田の場合は1億8,000万円ですべておるんですよね。そのうち3分の1が補助金です。あとの3分の2は合併特例債を使っているんですよね。なのに高田では4億円かかると言いましたが、これは概算ですけどね、そんな4億円というのは、いつ、どこで議論をしたんですか。

それから教育長、教育委員会、教育委員さんが4人おります。教育委員会の正式な会議で高田の全教室にエアコン設置をすると議論をしたのはいつからなんですか。いつ来年度やろうということをご自分でやったんですか。それは教育委員会のペースですか、それとも市長のペースですか。福岡は市長のペースでやっているんですよ。その辺、明らかにしてください。

以上です。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私からは、まず憲法解釈についてのご質問にお答えします。

これまで日本が平和で経済成長を遂げてきたことは今の憲法があつてのことと認識しております。あわせて、戦争は反対であると、こういうことも誰もが思っていることであり、私もそう思っています。しかしながら、現在の世界情勢や国民保護の観点から、集団的自衛権の行使については重要な問題であり、議論は避けて通れないこととっております。

この問題につきましては、ご承知のとおり既に国会の場で議論され、与党、野党問わず賛成、反対の意見がございます。各党の内部でも意見が分かれているような状況でございます。このような重要な問題でありますので、私としても国政の場で大いに議

論していただき、現在に合った方向性を出していただきたい、そう思っているところでございます。

次に、企業誘致の取り組みについてお答えいたします。

定住対策を進めていく上では、雇用の場の確保というものは大変重要な位置づけだと、そう思っているところでございます。そういう面で、私が市長になってから県のご協力も得て、中核工業団地を中心にして約20企業の誘致ができました。そしてまた、誘致企業全体で約2,000人の雇用ができた、そう思っているところでございます。

また、最近の雇用状況につきましては、昨年12月にコロナ株式会社さんが設備投資で18名の雇用をしていただきました。そして、この4月には山宗株式会社さんが新工場を建設していただいて、10名の雇用をしていただいております。また、株式会社東海化成九州さんも、この8月に設備増強をしていただいて、約30名の新規雇用の予定をしているとお伺いしております。

そしてまた、実は今月の29日には、市内の14社が参加していただいて企業説明会をしようとしております。この求人は、市内の地場企業も含めておりますけど、求人数は85人です。反対に何とか多くの人が面接に来てくれればと願っているところでございます。

そしてまた、大分北部中核工業団地残り5区画の誘致についてでございますけれども、この団地はもと中小企業基盤整備機構と県が持っている工業団地であります。市の団地ではありません。その中で、中小企業基盤整備機構としては、あと5区画しか残っていないので、これくらいなら県が持ってくれる。県がことしの4月から譲り受けて、だからこれはもう中小企業基盤整備機構の手から離れて県の工業団地になりました。そういうことで、県としても今以上に頑張っていただくものと思ひますし、私どもも一生懸命、誘致活動に専念したいと思ひています。

実は昨年、市の主催で企業立地フェアを、進出企業の本社や関連企業が一番多い東海地域でやらせていただきました。そして、それにはその企業さんのトップの人に参加していただきました。その中で企業さんにいろいろお願いをいたしまして、協力を要請したわけでありまして。その成果とは言えませんが、東海化成さんが30名もの方を雇用してくれようと、そういうことになっていることであります。

そういう面で、ことしも、今度は東海でなくて関

西のほうで同じようにやってみよう。やはりまず第一は、企業さんが増設してくれること。そして、企業さんの、反対に関連企業さんに来てもらうことが一番ですので、それと同時に、県の団地ですので、県は一生懸命やっていたと、そういうことであります。

次に、誘致企業さんの労働者の賃金問題でありますけれども、これはなかなか言いにくいことですが、各企業さんも従業員の安定的な生活、それを維持させると。そういうことの中でそれなりに考えていただいていると。だから、皆さんが就職してくるんだと思います。そう思っているところでございます。

いずれにしても、企業誘致は人口増の大きな要素となっておりますので、議員が言われるように、積極的に誘致活動に邁進してまいりたいと思っております。

その他につきましては、教育長及び担当課長に答弁させます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 大石議員の就学援助につきましてのご質問にお答えをいたします。

議員ご質問の消費税8%に伴う就学援助の単価の引き上げについてでございますが、平成26年度文部科学省児童生徒就学援助補助金交付要綱の補助単価の増額改正に準じて実施をいたしまして、就学援助費の支給額に影響が及ばないようにしたいと、そういうように考えておるところでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、小中学校のエアコン設置についてでございますけれども、先ほど大石議員のご質問に答弁を申し上げましたけれども、来年度から市内小中学校へのエアコンの設置に向けて具体的に検討を進めてまいりたいと、そういうように考えておるところであります。

なお、教育委員会での協議等々につきましては、議題に挙げてはおりませんが、しかし、学校訪問、あるいは議会の報告等々の中で協議も重ねてきておりますし、また委員の皆さんの意見も、状況が整うならばエアコンの導入をしてほしいと、そういう意見が大半を占めたところでございます。

財政的な問題等につきましては、これからいろいろな課題がありますけれども、教育委員会としてできる最大の努力をしていきたいと、そういうように

思っておるところでありますから、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 地域活力創造課長、藤重深雪君。

○地域活力創造課長（藤重深雪君） 議員ご質問の定住対策と国東半島芸術祭についてお答えいたします。

初めに、中核工業団地などの企業への取り組みについての現状と今後の見通しについてでございます。

現在、1人でも多く本市に住んでいただけるように、さまざまな角度からきめ細やかな事業を展開いたしております。特に大分北部中核工業団地の企業には、市の施策を取りまとめたパンフレットやチラシなどによりご説明申し上げ、従業員の皆様にも配付させていただきました。また、多くの方にゆっくり婚活イベントや定住関連事業の内容をごらんいただくために食堂などお知らせをし、豊後高田市での新しい暮らしを検討していただけるよう、情報提供に努めているところでございます。

また、本市の人口をふやすためには、まずは市内にお勤めの方は本市に住んでいただきたいの思いから、ムーブイン就労家賃支援事業を本年度から新たに実施しているところでございます。工業団地の従業員の皆様につきましては、可能性のある限り、何とかして本市に住んでいただけるように努力してまいりたいと思っております。

城台団地、犬田団地の分譲に際しましては、現地説明会の開催、フリーペーパー、新聞折り込みなどによる情報発信を行いまして、ありがたいことに2つの分譲団地84区画のうち48区画の予約をいただきました。そのうち市外からの予約は7区画でございました。

夢まち城台は、現在、造成工事中であり、はっきりとした区画をお示しできていない状況でございますので、まずは区画形状をごらんいただけるように、分譲団地の早期完成を目指します。

市外の方々に対しましても、あらゆる機会をチャンスととらえ、市の魅力とあわせて分譲団地をPRすることにより市外からの転入者獲得に努めてまいります。

次に、周辺部の対策についてでございます。

周辺部の対策は大変難しい問題でございますが、地域の皆様のコミュニティを維持することが最も重要と考えております。まずは周辺部の空き家を空き

6月19日

家バンクに登録していただき、移住希望者にご紹介し住んでいただくことと、市内には58のサロンがございますので、これらにより地域コミュニティにつなげてまいりたいと思っております。

集落実態ニーズ調査につきましては、多くの皆様のご協力をいただきましたことに深く感謝をいたしております。ありがとうございます。

今後、いただきました結果をもとに、関係課とともに、周辺部に今後も住み続けていただけるように施策に生かしていきたいというふうに考えております。

次に、国東半島芸術祭についてでございます。

去る5月9日に、議員ご案内のとおり市民の皆様には本芸術祭をより深くご理解いただくために、事務局による市民説明会が開催されました。市民の皆様にさらに深くご理解いただきますように、市といたしましても、市報やホームページはもとより、全自治会で開催いたしております出張市役所でのご説明に加え、ケーブルテレビを活用して、総合ディレクターでありますNPO法人別府プロジェクト代表理事、山出淳也氏から、市民の皆様に広く芸術祭の趣旨や進捗状況などをご説明させていただくことを考えております。

そして、市民の皆様にもおもてなし活動、芸術文化活動をしていただくことに加え、芸術祭の運営などのお手伝いをしていただくスタッフとして、今回の芸術祭と一緒に盛り上げていただきたいというふうに思っております。

本市と国東市で実施いたしております国東半島芸術祭の総事業費は、3年間で約3億2,000万円でございます。そのうち本市の負担は4,000万円となっております。

現代アートは新しい分野の芸術でございますので、その評価はなかなか難しいと思っております。しかしながら、今回の取り組みにより、本市におけるさらなる文化の振興と地域の活性化、そしてまた世界農業遺産とも相まって、国東半島の魅力が全国に向けて情報発信され、会期終了後におきましても、引き続き多くの方々に訪れていただけるものと期待しているところでございます。

○議長（河野正春君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 私のほうからは、市功労者表彰式についてお答えをいたします。

初めに、ふるさと納税者の表彰規定でございますけれども、豊後高田市表彰規則に基づきまして、表

彰審査会において累計100万円以上ご寄附いただいた方を表彰の対象としているところでございます。

続きまして、表彰式の運営についてお答えをいたします。

議員のご質問にありました謝辞を述べていただいた方でございますけれども、本市出身の方でございます。ふるさと納税の制度を開始して第1号の納税者の方でございます。毎年納税をいただいております。お仕事を退職された後、官界、政財界における指導者の育成などを目的とする団体を設立されて、その塾長として21世紀を担う指導者の育成に当たっておられる方です。また、受勲を受賞されるなど、90歳という高齢でもなお精力的にご活躍されている方でございます。

現在、東京にお住まいですが、豊後高田を心より愛していただき、本市の発展を常に願っておられ、若干長くはなりましたけれども、市功労者表彰では謝辞とともに郷土愛あふれる本市への激励の言葉をお話ししていただいたものであるという認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 商工観光課長、安田祐一君。

○商工観光課長（安田祐一君） まず、議員ご提案の70歳未満の障がい者の方々の温泉利用料についてお答えします。

昨日の議案質疑でもお答えしましたように、国東六郷温泉のさらなる活性化を目指す中、市が指定管理を導入している温泉施設につきまして、市民の皆様を初め、多くの観光客の方々にご利用いただくため、魅力的な温泉施設となるよう取り組みを進めたいというふうに考えております。そういった中、取り組みを進める上でも、施設などのハードとともにサービスなどのソフト面の取り組みも大変重要なものだというふうに思っております。

このようなことから、議員の言われます70歳未満の障がい者の方々の温泉利用料につきましては、市民の福祉サービスの向上の観点から、市内の障害者手帳をお持ちの方々に対し高齢者料金と同じ200円に設定するよう、関係課並びに各施設の指定管理者と協議いたしまして実施したいというふうに考えております。

次に、田染間戸の青少年旅行村跡地の管理につきましてお答えをいたします。

議員ご指摘の施設管理の形態が変更された時点で、市の管理とすべきではなかったのかということでご

ございますけども、過去の経過から申し上げますと、田染間戸の青少年旅行村跡地の管理につきましては、平成8年4月1日付で、利用客の減少による休村措置に伴いまして、同日付で休村中の維持管理を引き続き地元の間戸地区が行う覚書を市と間戸地区代表の方及び青少年旅行村管理人との間で取り交わしております。

その後、平成17年4月1日付で廃村措置をとり、普通財産になった後につきましても、青少年旅行村跡地については、地元が管理を受けていただいております隣接する県有観光施設の間戸園地及び真木間戸歩道の維持管理とともに、間戸地区に草刈り等をお願いしたのが効率的であるということから、そのときの地区の世話人であった間戸地区代表の方と協議の上、平成25年度まで維持管理をお願いしたところでございます。

その後、これまで管理いただいていた間戸地区代表の方と協議の上、高齢で管理が難しくなっているということから、本年度より青少年旅行村跡地につきましては、市が普通財産として直接管理することとしたところでございます。

なお、青少年旅行村跡地の有効活用につきましては、現在のところ活用計画はございません。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） それでは、時間があと11分ですから。企業誘致のことで市長は同じ答弁なんですよね、ずっと。あの土地は高田のものじゃないんですよ。実際は県のものだとね。県も努力してもらおうけん、我々も努力すると、それは当然のことなんで、その辺の答弁は要らないんですよ。

あと5区画ありますよね。面積はどれぐらいか掌握していますか。これに精いっぱい張りついてもらったらどれだけ就労人口がふえるというように認識しているんでしょうか。

今は、十何年間、あの土地は全部、空き地になっている分は固定資産税はゼロなんですよね。張りついていたら3年間は免除するけれども、交付税で返ってきますけどね、もうゼロが続いておるんで、市長の権限だけで、そうでしょう。だから私の質問は、この5区画に、せめて市長の任期中2年9カ月の間に張りつける努力をしてもらいたい、特別な努力をしてもらいたいということなんですけど、その特別の努力が見えないんです。

あなたは商工労働観光部長のときには、平松知事

から靴の底に穴があくぐらい企業回りしろということをおっしゃったんでしょう。回ったんじゃないんですか。部下にそれぐらいの命令を出して特別に力を入れてはどうでしょうか。

次、定住対策で、やはり市長の言うように、企業で働いている若い人に結婚してもらって高田に住んでもらう、これが一番早道ですね。これは誰もわかることなんだけど、具体的手順があるでしょう。

前、佐藤課長のときには、もっと突っ込んで調査していますよね。実態調査をしているでしょう。どれだけ宇佐から来ているか、中津から来ているか、何歳の人が何ぼおるか。藤重課長になったらそういう調査をしているんですか。しているんならば、その分析結果を市民に明らかにしてください。

だから市長、こういう可能性があるかと、議員もつかみたいですよ。どれぐらいの可能性が出てくるかね。ただ2,000人おるんだ、大半が市外だ、そのうちに婚礼者がおるといっただけではだめでしょう。アンケート調査をしているでしょう、2カ月間かかって。その後してないんですか。そのアンケート結果は議会で公表されていますよ。

それから、分譲団地のことで市長と議会の資料が違うという問題で、どうも2区画を1人に売るようにしたということでしょう。これで人口がふえるんでしょうか。莫大な経費をつけて66区画、66世帯分譲しようとしたのに、ある方には2区画、こっちの方も2区画、これでは人口がふえますか。

こんなことで、担当の定住対策特別委員会にも諮ってないし、担当の常任委員会にも何も諮ってないでしょう。売ればいいということじゃないでしょう。

できたら市長、さっき笑っていましたが、あと残り三十何区画は、できたら市外の人に入ってもらうために特別努力が要るでしょう。その市長の姿勢を見せてくださいよ。

それから、次は周辺部のことなんです。

市長、周辺部に900万円かけてアンケートをとった調査結果を把握しておりますか。私なりにちょっと読ませてもらいましたら、高田、桂陽以外の周辺部でアンケートの回収率が高いんですけど、ひとり暮らしの方が24.6%いるんですよ、高齢者でね。特に香々地については29.4%。ただ、夫婦二人だけで75歳以上というのが全体で11%。特に多いのが市長の地元、東都甲ですね。極端です。18.5%が全世帯中の75歳以上の夫婦者ということですね。

ずっと合わせてみましたら、60歳以上の夫婦者、

ひとり暮らしやったら、高田桂陽以外のところは世帯数の半分以上がひとり暮らしか夫婦二人暮らしの実態というのがデータで出ていますね。これは大変な問題でしょう。ここに住み続けたいといったら、ほとんど8割の人がやっぱりここで住み続けたいとなっているんですよ。いいことですね。

市長は、この調査の目的は、何が困っているのか、何を望んでいるかを調べることであったんですね。何が一番困っているというようにあなたは把握していますか。何を一番望んでいるというように把握していますか。その住民の期待の声に応じて施策を講じるべきですよ。これも2年9カ月間の任期中に、周辺部が変わったなというぐらいやってもらいたいと思うんです。

市長自身も東都甲の周辺部に住んでおられます。市長がやめたらここに住み続けてもらって、周辺部の集落を守ってもらうかと、一緒に生活してもらうかと、それともやめたり高田さよならと大分に帰るかとか多くの市民が聞きたがっています。

大石さん、ぜひ議会でやってくれと、名指しで誰から言われたと言うていいからやってくれと、東都甲の人からもありましたね。市長、それを答えてください、ここで。

私はどちらでもいいです。あなたはどうするのか市民が聞きたがっています。私は無理に市長は残れとは言いません、それよりはよその方、若い人たちが高田に住むために、さっき言いましたように、あの団地だって若い人がどんどん住めるようにしてもらいたいんですよ。そのために力を尽くしてくれれば、市長をやめてから残らんでもいいです、私は。だけど、どうするかは市民が聞きたいので明らかにしてください。

特に周辺部に残っていてよかったなど。周辺部で暮らしてよかったなど言えるように周辺部対策に取り組んでもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

あと、就学援助のことは教育長はちょっと誤解しているんです。私の質問はそうじゃないんですね。単価のこと。あなたが言っているのは、対象者の単価のことを言っているんですよ、さっきの答弁は。単価の引き上げ、文房具費、あとは修学旅行費を引き上げるということを質問しているんですよ。それを答えてない。

それから、エアコンについて、さっき教育委員会では議題に挙げてないということだけでも、学校施設なんかで、なるほどということになったと言うけど、

これは前進面で評価いたします。

問題は、今、聞いておったら、来年度の設置に向けて検討を始めるということなんだけど、とり方がいろいろあるでしょう。だから私は、本当に市長、市民が、小学生や中学生がかわいそうと思うんなら、教育のまちにふさわしく、来年の夏までには稼働できるようにすると。そのためには9月議会に実施設計の予算を出す。設計の予算を出して、来年の3月議会には当初予算で工事費を出して、夏までには稼働できるようにしてもらいたいと思いますが、市長の腹を聞かせてください。

以上です。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、大石議員の再質問にお答えいたします。

一つは市長、なぜ笑ったかという。実は、あの団地が市外の人だけだと。市内はだめだと言ったら反対に怒られるだろうと、そう思ったから笑ったんです。大石議員が、私はあの住宅団地は市外の人たちのためなんだと。市内はここにせんでくれと言われたら、多分、大石議員は、何を言うかと、市の税金でやるんやないかと言われはせんかなと思ってちょっと笑ったんでございます。

それから、あの2区画という話ですけれども、これは実はこの高田では大抵80坪以上。これは50坪のところを少しつくろうという案。お金が少ない人で50坪でつくればいいじゃないですか。そう売れんのじゃないか。そうしたときに2区画を一つでもいいんじゃないか。戦略としてそうしたんです。だから特定の人間に何とかしたわけでも何でもありません。そういうことであります。(○20番(大石忠昭君) どこで協議したかい、議会に相談せんじゃろう)いや、これは執行権の問題であります。

次に、周辺部の調査をいたしまして、この調査からこれからどうするかということ。大石議員とは違って、私は周辺部に住んでいます。特に東都甲に住んでいます。どうあるかと一番よくわかります。そして私は、あの東都甲の山奥で骨を埋めようと思っています。そういうつもりで帰ってきました。

そういうことの中で、今、これは高田だけではありません。多分、高齢化率の高い竹田なんかはなおさらです。(○20番(大石忠昭君) そんなことは聞いてない。どうするんかということを知っている。2年9カ月の間にどうするんかということを知っているんだ。)だから今、言っているじゃないですか。

調査をした結果によって、そう大して大きな抜本的な改革策はあるわけがないんです。それをどういうふうにしていくか、あなた方のようにどんどん言っただいて、そうしなければ、これがいい解決策があれば、もう今こういうような状態にどこにもなっていません。そういうことの中で皆さんと一緒にあって、だから批判するのは楽です。自分も一緒にやってやると、そういうこと……（○20番（大石忠昭君）……困っているというのを聞いているんですよ。答えてないじゃないか。）だから調査、これを今度は分析して、どういうことが市でできるか、そしてそういうことをやっていこうと、そういうことでございます。（○20番（大石忠昭君） 答えてないじゃない、市長。答えなさいよ。）私はちゃんと答えつつもりでありますので、それが答えでないとするなら、（○20番（大石忠昭君） 市長失格ですよ、失格です。）失格で結構ですので、よろしくお願いします。

終わります。

（発言する者あり）

○議長（河野正春君） 市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長、佐藤 清君。

（発言する者あり）

○議長（河野正春君） 静粛に願います。

佐藤課長、答弁ありますか。なければこれで終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

○議長（河野正春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすから6月26日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は6月27日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、6月25日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 川原直記

豊後高田市議会議員 菅 健雄